

<択一式> **総括**

- ① 問題のページ数は65ページで、昨年度（令和6年度）より1ページ少なくなっている。
 - ② 個数問題は7問、組合せ問題は7問で、昨年度（令和6年度）と比べ個数問題は1問多くなり、組合せ問題は3問少なくなっている。
 - ③ ここ数年では「最も難易度の高い内容」であった。特に雇用保険法及び健康保険法では基本テキストに掲載されていない細かな内容の肢が多数見られた。
 - ③ 択一式の合格ライン（合格基準）は、昨年度（令和6年度は44点）より下がり、「43点※」になると思われる。
- ※ 42点になる可能性もある。

問題の難易度の記号について

- ◎：易しい問題
- ：難しい肢もあるが正解肢は易しい問題、又は正解肢は難しいが正解肢以外の肢は易しいので消去法により正解が見つけられる問題
- ：標準的な問題（できれば正解して欲しい問題）
- △：難しい問題
- ▲：非常に難しい問題

科目	問題の難易度とコメント	目標点数																				
労基法及び安衛法	◆問題の難易度	7点																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">問1</td> <td style="width: 10%;">問2</td> <td style="width: 10%;">問3</td> <td style="width: 10%;">問4</td> <td style="width: 10%;">問5</td> <td style="width: 10%;">問6</td> <td style="width: 10%;">問7</td> <td style="width: 10%;">問8</td> <td style="width: 10%;">問9</td> <td style="width: 10%;">問10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td style="text-align: center;">▲</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;">▲</td> <td style="text-align: center;">▲</td> </tr> </table>		問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10	◎	○	◎	○	□	▲	○	◎	▲	▲
	問1		問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10											
◎	○	◎	○	□	▲	○	◎	▲	▲													
◆コメント																						
	<p>・問2は、Aで「賃金が、労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められた場合においては、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の100分の60を平均賃金の最低保障額とする」に気付けたか否かだ。問6・問9・問10は正解できなくても仕方ない。</p>																					

<p>労 災 法 (徴収法を含む)</p>	<p>◆問題の難易度</p> <table border="1" data-bbox="352 237 1235 338"> <tr> <td>問 1</td><td>問 2</td><td>問 3</td><td>問 4</td><td>問 5</td><td>問 6</td><td>問 7</td><td>問 8</td><td>問 9</td><td>問 10</td> </tr> <tr> <td>○</td><td>△</td><td>□</td><td>◎</td><td>▲</td><td>◎</td><td>▲</td><td>○</td><td>□</td><td>◎</td> </tr> </table> <p>◆コメント</p> <p>・問 2 (個数問題) は、イとウで正誤の判断に悩んだ受験生が多いのではないかと。オは通勤災害に関する保険給付の対象となるが、問題文には「業務災害に関する保険給付の対象となるもの」とあるので×になる。オを○にしてしまうと個数が違ってくる。問 5 (介護補償給付に関する問題) は、A～Dはすべて×であるため、Eが○になると思われるが、「親族による介護について、「支給すべき事由が生じた月」において、「介護の費用を支出して介護を受けた日がない場合」には、親族による介護を受けた日があるときでも、「介護補償給付は支給されない」ので疑義が残る。問 7 (特定フリーランス事業に係る特別加入団体の問題) は正解できなくても仕方ない。</p>	問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6	問 7	問 8	問 9	問 10	○	△	□	◎	▲	◎	▲	○	□	◎	<p>7 点</p>
問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6	問 7	問 8	問 9	問 10													
○	△	□	◎	▲	◎	▲	○	□	◎													
<p>雇 用 法 (徴収法を含む)</p>	<p>◆問題の難易度</p> <table border="1" data-bbox="352 909 1235 1010"> <tr> <td>問 1</td><td>問 2</td><td>問 3</td><td>問 4</td><td>問 5</td><td>問 6</td><td>問 7</td><td>問 8</td><td>問 9</td><td>問 10</td> </tr> <tr> <td>□</td><td>△</td><td>◎</td><td>△</td><td>□</td><td>▲</td><td>▲</td><td>□</td><td>△</td><td>△</td> </tr> </table> <p>◆コメント</p> <p>・全科目中で最も難しい科目であった。問 6・問 7 は正解できなくても仕方ない。</p>	問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6	問 7	問 8	問 9	問 10	□	△	◎	△	□	▲	▲	□	△	△	<p>5 点</p>
問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6	問 7	問 8	問 9	問 10													
□	△	◎	△	□	▲	▲	□	△	△													
<p>労一及び社一</p>	<p>◆問題の難易度</p> <table border="1" data-bbox="352 1202 1235 1303"> <tr> <td>問 1</td><td>問 2</td><td>問 3</td><td>問 4</td><td>問 5</td><td>問 6</td><td>問 7</td><td>問 8</td><td>問 9</td><td>問 10</td> </tr> <tr> <td>□</td><td>△</td><td>△</td><td>□</td><td>△</td><td>△</td><td>○</td><td>□</td><td>△</td><td>□</td> </tr> </table> <p>◆コメント</p> <p>・問 6 は、Cで「生活保護法による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者」が適用除外者に該当するか否かで迷うところだ。国民健康保険法及び高齢者医療確保法では適用除外とされているが、介護保険法では適用除外とされていない。A～Dまでが×であるため、Eが○（正解）となると思われるが、国民健康保険法第 58 条第 1 項では、「・・・出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給もしくは葬祭の給付を行うものとする。<u>ただし、保険者は、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。</u>」とあるので疑義が残る。問 9 では、ウとエについて○と判断するか×と判断するかで正解の個数が変わってくるので正答率は低くなる。問 10 のア・イ（前半部分）・エは令和 6 年版厚生労働白書からの出題である。</p>	問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6	問 7	問 8	問 9	問 10	□	△	△	□	△	△	○	□	△	□	<p>6 点</p>
問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6	問 7	問 8	問 9	問 10													
□	△	△	□	△	△	○	□	△	□													

健保法	◆問題の難易度										6点
	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10	
	△	○	○	○	△	○	□	△	□	○	
	◆コメント										
	・消去法で正解にたどり着ける問題が多かった。知っている肢の正誤判断ができないと、それ以外の初見の肢（細かな政省令や通達で判断がつかない）にはまって失点した受験生が多いのではないか。問2オの2行目の「評価療養の給付の対象とすべきもの」は「療養の給付の対象とすべきもの」の誤植と思われる。										
厚年法	◆問題の難易度										7点
	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10	
	□	△	◎	○	◎	□	△	○	◎	○	
	◆コメント										
	・初見の肢もいくつか見られたが、比較的オーソドックスな問題が多かった。										
国年法	◆問題の難易度										8点
	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10	
	○	◎	○	○	○	○	○	△	○	□	
	◆コメント										
	・問2アの「被保険者（第3号被保険者を除く。）」とは「第1号被保険者」のことである。したがって届出先は「市町村長」になる。問6ア（70歳以降に請求する場合の5年前時点での繰下げ制度）及びウ（前納保険料の還付希望の申出）は、いずれも前年度（令和6年度）の法改正項目である。問8は個数問題であり正解するのは難しい。										

労働基準法

【問 1】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	総則等				
	出題形式	正しいものはいくつあるか その他				
	正誤	根拠条文等	解説			
A	○	労基法 5 条、 昭和 23 年基 発 381 号	設問のとおり。労働を強制した結果、実際に労働が行われなくとも労働基準法 5 条違反となる。			
			テキスト P	20～	問題集 P	12
B	○	労基法 6 条、 昭和 23 年基 発 381 号	設問のとおり。営利を目的として反復継続して利益を得る意思があれば、たとえ被害労働者 1 人 1 回の行為であっても「業」とされる（主業、副業は問わない。）。			
			テキスト P	21	問題集 P	14
C	○	労基法 7 条、 昭和 23 年基 発 1575 号	設問のとおり。使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合には、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。			
			テキスト P	18	問題集 P	12
D	×	労基法 9 条	労基法 9 条に定める「労働者」とは、現実に「使用され」「賃金を支払われる」関係に立つ者をいうため、失業者は含まれない。なお、労働組合法 2 条では労働者を「賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者」としており、失業者も含んでいる。			
			テキスト P	29	問題集 P	
E	○	労基法 11 条、 昭和 63 年基 発 150 号	設問のとおり。なお、労働者が法令により負担すべき所得税等（健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等を含む。）を事業主が労働者に代わって負担する場合は、これらの労働者が法律上当然生ずる義務を免れるのであるから、この事業主が労働者に代わって負担する部分は賃金とみなされる。			
			テキスト P	150～151	問題集 P	

労働基準法

【問 2】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	平均賃金				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	○	労基法 12 条 1 項ただし書	設問のとおり。賃金が労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められた場合においては、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の 100 分の 60 となるという最低保障額の算定方法が定められている。設問の場合、労基法 12 条本文によって算定した金額（3,260.86 円）がこのただし書の最低保障額（6,000 円）に満たないので、この最低保障額（6,000 円）が平均賃金となる。	テキスト P	153	問題集 P
B	○	労基法 12 条 2 項、20 条、昭和 39 年基収 2316 号	設問のとおり。労働者に解雇の通告をした日である。	テキスト P	152	問題集 P
C	○	労基法 12 条 2 項、昭和 45 年基発 374 号	設問のとおり。所定労働時間が 2 暦日にわたる勤務を行う労働者（一昼夜交代勤務のごとく 1 勤務が明らかに 2 日の労働と解することが適当な場合を除く）について、当該勤務の 2 暦日目に算定事由が発生した場合においては、当該勤務の始業時刻の属する日に事由が発生したものとして取り扱われる。	テキスト P		問題集 P
D	×	労基法 12 条 6 項、昭和 23 年基収 1065 号	雇入後 3 か月に満たない者の平均賃金は、雇入後の期間とその期間中の賃金の総額で算定する。なお、この場合でも、賃金締切日があるときは、直前の賃金締切日から起算する。	テキスト P	153	問題集 P
E	○	労基法 12 条 7 項、労基則 4 条	設問のとおり。労基法 12 条 3 項 1 号から 4 号までの期間が平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前 3 か月以上にわたる場合又は雇入れの日に平均賃金を算定すべき事由の発生した場合の平均賃金は、都道府県労働局長の定めるところによる。	テキスト P		問題集 P

労働基準法

【問 3】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	労働契約等				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	○	労基法 14 条、平成 15 年基発 1022001 号	設問のとおり。満 60 歳以上であるかどうかは当該労働契約締結時の年齢で判断される。			
			テキスト P	35~37	問題集 P	
B	×	昭和 22 年基発 502 号、昭和 23 年基発 535 号	当該規定の罰則は、立法趣旨から、使用者に対してのみ適用される。			
			テキスト P	36	問題集 P	
C	×	労基法 15 条 2 項、労働基準法コンメンタール	後半部分が誤り。明示された労働条件は、労働契約の内容となっているのであるから、もし、事実がそれと相違する場合には、労働者は明示されたとおりの労働条件の履行を使用者に要求することができるし、また、その要求に応じない場合には、債務不履行を理由に損害賠償を請求する（民法 412 条）こともできる。			
			テキスト P	46	問題集 P	
D	×	労基法 20 条	X 社についてのみである。			
			テキスト P		問題集 P	
E	×	労基法 19 条 1 項ただし書、昭和 63 年基発 150 号	事業主が経済法令違反のため強制収容され、又は購入した諸機械・資材等を没収された場合、解雇予告は必要である。			
			テキスト P	50	問題集 P	

労働基準法

【問 4】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	賃金等				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	労基法 17 条	使用者は、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。			
			テキスト P	22	問題集 P	
B	×	労基法 24 条 1 項、昭和 63 年基発 150 号	労基法 24 条 1 項は、労働者以外の者に賃金を支払うことを禁止するものであるから、使用者の意思で労働者本人以外の者に賃金を支払うことを禁止するものであるから、労働者の親権者その他の法定代理人に支払うことや、労働者の委任を受けた任意代理人に支払うことは、いずれも本条違反となり、労働者が第三者に賃金受領権限を与えようとする委任、代理等の法律行為は無効である。			
			テキスト P	159	問題集 P	74
C	×	労基法 24 条 1 項、昭和 23 年基発 1357 号	設問のような前月分の過払い賃金を翌月分で清算する程度は賃金それ自体の計算に関するものであるから、労基法 24 条（全額払の原則）の違反とは認められないとされている。			
			テキスト P	160	問題集 P	
D	×	労基法 25 条	非常時払い、支払期日前に請求できるのは「既往の労働」に対する賃金。使用者は、まだ労務の提供のない期間の賃金については支払う義務はない。			
			テキスト P	163	問題集 P	80
E	○	労基法 26 条、昭和 24 年基収 4077 号	設問のとおり。休業手当は、民法 536 条 2 項によって全額請求し得る賃金のうち、平均賃金の 100 分の 60 以上を保障しようとする趣旨のものであるから、休業手当、労働協約、就業規則又は労働契約により休日と定められている日については、休業手当を支給する義務は生じない。			
			テキスト P	164	問題集 P	84

労働基準法

【問5】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	36 協定				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	労基法 36 条、昭和 36 年基収 4932 号、平成 11 年基発 168 号	「それぞれの事業場の労働組合員数にかかわらず」ではない。企業単位で結成された単一組織の労働組合に、当該労働組合の組合員が労働者の過半数を占める事業場については、その労働組合が協定当事者となる。			
			テキスト P		問題集 P	
B	○	労基法 36 条	設問のとおり。労働者側の時間外・休日労働協定の締結当事者は、協定の締結時の「労働者の過半数で組織する労働組合」又は「労働者の過半数を代表する者」であればよく、協約の有効期間中「過半数で組織する」、「過半数を代表する」等協定の当事者としての要件を保持し続けなければならないものではない。労働者側の締結当事者が、協約締結後に当事者としての要件を満たさなくなったり、組合が解散したり代表者が死亡したような場合であっても、時間外・休日労働協定の効力は失われない。			
			テキスト P		問題集 P	
C	○	労基法 36 条、平成 11 年基発 168 号、昭和 46 年基収 6206 号	設問のとおり。監督又は管理の地位にある者、機密の事務を取り扱う者、年少者、病欠、出張、休職期間中の者や、正社員のみならずアルバイト、パート、嘱託社員、契約社員等も含まれる。			
			テキスト P	73	問題集 P	
D	○	労基法 36 条、昭和 24 年基収 4234 号、昭和 63 年基発 150 号、平成 11 年基発 168 号	設問のとおり。時間外。休日労働協定の一方の当事者は「使用者」、すなわち、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のための行為をするすべての者（労基法 10 条）である。したがって、時間外。休日労働協定を、各事業場の長ではなく、社長自らが協定を締結することも可能である。			
			テキスト P		問題集 P	
E	○	最判平成 13 年 6 月 22 日（トーコロ事件）	設問のとおり。設問の親睦団体の代表者は「労働者の過半数を代表する者」ではないから、当該協定は無効である。			
			テキスト P		問題集 P	

労働基準法

【問 6】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	割増賃金の基礎となる賃金				
	出題形式	正しいものはどれか 誤っているものはどれか その他				
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	労基法 37 条 5 項、則 19 条・21 条、昭和 23 年基発 297 号	割増賃金の算定基礎から除外される「通勤手当」とは、労働者の通勤距離又は通勤に要する実際費用に応じて算定される手当と解される。通勤手当は原則として実際距離に応じて算定するが、一定額（設問の場合は 1,000 円）までは距離にかかわらず一律に支給する場合には、実際距離によらない一定額（1,000 円）の部分は本条の通勤手当ではないから、割増賃金の基礎に算入しなければならない。			
			テキスト P	168	問題集 P	
B	×	労基法 37 条 5 項、則 19 条・21 条、昭和 26 年基収 3305 号	手術に従事した医師に対して支払われる手術手当は、「当該手術手当の与えられる勤務時間が法定の割増賃金を支払うべき時間に該当する場合にはのみ割増賃金の基礎となる賃金」である。したがって、手術以外の業務で法定時間外労働を行った場合には、割増賃金の基礎となる賃金に算入しない。			
			テキスト P		問題集 P	
C	×	労基法 37 条 5 項、則 19 条・21 条、昭和 23 年基発 1681 号	割増賃金を支払うべき時間にいわゆる特殊作業に従事した場合、特殊作業についていわゆる特殊作業手当が加給される定めになっているときは、その特殊作業手当は、当然「通常の労働時間の賃金」に含まれる。			
			テキスト P		問題集 P	
D	×	労基法 37 条 5 項、則 19 条・21 条、平成 12 年基収 78 号	月例給与に賞与部分を含めた年俸額を基礎として計算をして支払わなければならない。年俸制で毎月払い部分と賞与部分を合計して予め年俸額が確定している場合の賞与部分は「賞与」に該当しない。したがって、賞与部分を含めて当該確定した年俸額を算定の基礎として割増賃金を支払う必要がある。			
			テキスト P	169	問題集 P	
E	○	労基法 37 条 5 項、則 19 条・21 条、昭和 41 年基収 1262 号	設問のとおり。「正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時から午前 5 時までの間）において行われる看護等の業務に従事したときに支給」される「夜間看護手当」は、「労基法 37 条 1 項の通常の労働時間又は労働日の賃金とは認められないから、同項の割増賃金の基礎となる賃金に算入しなくとも差し支えない。			
			テキスト P		問題集 P	

労働基準法

【問 7】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	就業規則				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	○	労基法 89 条、 令和 5 年基発 第 1012 第 2 号	設問のとおり。			
			テキスト P		問題集 P	
B	○	労基法 89 条、 最判昭和 43 年 8 月 2 日(西 日本鉄道事 件)	設問のとおり。所持品検査は、これを必要とする合理的理由に基づいて、一般的に妥当な方法と程度で、しかも制度として、職場従業員に対して画一的に実施されるものでなければならない。所持品検査が、就業規則その他、明示の根拠に基づいて行われるときは、従業員は、特段の事情がない限り、検査を受忍すべき義務がある。			
			テキスト P		問題集 P	
C	○	令和 4 年 1 月 7 日厚労省 (いわゆる 「シフト制」 により就業す る労働者の 適切な雇用管 理を行うため の留意事項)	設問のとおり。なお、シフト制労働者に対して、1 か月単位の変形労働時間制を導入しようとする場合には、就業規則において、変形労働時間制導入時の具体的な労働日や各日の始業及び終業時刻(月ごとにシフトを作成する必要がある場合には、全ての始業及び終業時刻のパターンとその組み合わせの考え方、シフト表の作成手続及びその周知方法等)を定めておかなければならない。			
			テキスト P		問題集 P	
D	×	労基法 90 条 2 項、労基則 49 条 2 項	就業規則の届出に添付すべき意見を記した書面は、労基則 49 条 2 項の規定により、従前は労働者を代表する者の署名又は記名押印のあるものでなければならないとされていたが、行政手続における押印原則の見直しの政府方針の一環として同則が改正され、令和 3 年 4 月 1 日から労働者を代表する者の「氏名を記載したもの」でなければならないとされた。			
			テキスト P	108	問題集 P	200
E	○	労基法 91 条、 昭和 63 年基 発 150 号	設問のとおり。遅刻、早退に対して労働の提供のなかった時間に相当する賃金だけを差し引くことは、そのような賃金制度のもとにおける一つの賃金計算方法であって、労基法 91 条にいう制裁としての減給に該当するものではないが、遅刻・早退の時間に対する賃金額を超える減給は制裁とみなされ、労基法 91 条に定める制裁に関する規定の適用を受けることになる。			
			テキスト P	110	問題集 P	203

労働基準法

【問 8】	正解肢	A	B	C	D	E	
	分野	安衛法全般					
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他	
	正誤	根拠条文等	解説				
A	○	安衛法 3 条 3 項、昭和 47 年 基発 602 号	設問のとおり。事業者の責務を明らかにするだけではなく、機械等の設計者、製造者又は輸入者、原材料の製造者又は輸入者、建設物の建設者又は設計者、建設工事の注文者等についても、それぞれの立場において労働災害の発生の防止に資するよう努めるべき責務を有していることを明らかにしている。	テキスト P	17	問題集 P	126
B	○	安衛法 29 条 1 項、昭和 47 年 発基 91 号	設問のとおり。この規定は、業種の如何にかかわらず適用される。	テキスト P	60	問題集 P	
C	○	安衛則 2 条 2 項	設問のとおり。「14 日以内」に選任し、「遅滞なく」報告しなければならない。	テキスト P	24	問題集 P	
D	×	安衛則 6 条 1 項・2 項、安衛則 11 条 1 項	巡視について、衛生管理者については、「少なくとも毎週 1 回」と規定され、産業医については、「少なくとも毎月 1 回（一定の場合は、2 か月に 1 回）」と規定されている。なお、安全管理者については、頻度の規定はない。	テキスト P	27、31	問題集 P	
E	○	安衛則 12 条の 3 第 1 項	設問のとおり。原則、安全衛生推進者及び衛生推進者は、その事業場に専属の者を選任しなければならないが、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントその他厚生労働大臣が定める者を選任するときは、事業場に専属の者である必要はない。（安全管理者や衛生管理者と異なり、1 人目から外部委託が可能である。）	テキスト P	32	問題集 P	

労働基準法

【問 9】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	就業制限				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	安衛法 61 条 1 項、別表 1、別表 17、別表第 18、安衛令 20 条 6 号	就業制限業務であり、「移動式クレーン運転士免許」を受けた者でなければ就かせることはできない。			
			テキスト P		問題集 P	156
B	×	安衛法 59 条 3 項、安衛則 36 条 15 号イ、クレーン等安全規則 21 条	つり上げ荷重 5 トン未満のクレーンの運転の業務は特別教育の対象とされているため、特別教育（クレーン運転特別教育）を受けた者でなければ就かせることはできない。			
			テキスト P		テキスト P	156
C	○	安衛法 61 条 1 項、安衛令 20 条 12 号	設問のとおり。機体重量が 3 トン以上のパワー・ショベルは、就業制限に該当する。			
			テキスト P		問題集 P	
D	×	安衛法 61 条 1 項、安衛令 20 条 13 号	最大荷重が 1 トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務は、就業制限に該当する。			
			テキスト P		問題集 P	
E	×	安衛令 20 条 16 号	つり上げ荷重 1 トン以上のクレーンの玉掛けの業務は、就業制限に該当する。			
			テキスト P		問題集 P	

労働基準法

【問 10】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	作業環境測定				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	○	安衛法 65 条、 粉じん障害防 止規則 26 条 1 項	設問のとおり。なお、記録の保存年数は 7 年である。			
			テキスト P		問題集 P	
B	○	安衛法 65 条、 安衛則 607 条	設問のとおり。なお、記録の保存期間は 3 年間である。			
			テキスト P		問題集 P	
C	○	安衛法 65 条、 安衛則 590 条	設問のとおり。なお、記録の保存期間は 3 年間である。			
			テキスト P		問題集 P	
D	○	安衛法 65 条、 特化則 36 条	設問のとおり。なお、記録の保存期間は 3 年間（特定 管理物質は 30 年間）である。			
			テキスト P		問題集 P	
E	×	安衛法 65 条、 酸欠則 3 条	「半月以内ごとに 1 回、定期的に」ではなく「その日の 作業を開始する前に」、当該作業場における空気中の 酸素の濃度を測定しなければならない。なお、記録の 保存期間は 3 年間である。			
			テキスト P		問題集 P	

労働者災害補償保険法

【問 1】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	労災保険の適用事業				
	出題形式	正しいものはどれか 誤っているものはどれか その他				
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	昭和 35 年基 発 932 号	「常に出向先事業に係る保険関係によるものとされる」が誤り。出向の目的及び出向元事業主と出向先事業主とが当該出向労働者の出向契約並びに出向先事業における出向労働者の労働の実態等に基づき、当該労働者の労働関係の所在を判断して、決定される。			
			テキスト P	18	問題集 P	6
B	○	昭和 61 年基 発 383 号	設問のとおり。派遣労働者に係る労災保険の適用については、派遣元事業主の事業に係る保険関係により取扱われる。			
			テキスト P	18	問題集 P	8
C	×	平成 18 年基 発 1002004 号、平成 18 年 障 障 発 1002003 号	「雇用契約の有無にかかわらず」が誤り。障害者総合支援法における就労支援には、雇用契約に基づく就労が可能な方を対象とする就労継続支援 A 型と雇用契約に基づく就労が困難な就労継続支援 B 型が存在し、A 型で実際に雇用契約を締結している場合のみ労災保険法が適用となる。			
			テキスト P	なし	問題集 P	6
D	×	平成 9 年 基 発 636 号	「労災保険法が適用されることはない」が誤り。一般に、インターンシップにおいての実習が見学や体験的なものであり使用者から使用従属関係が認められない場合には、労働基準法第 9 条に規定される労働者に該当しないが、直接生産活動に従事するなど当該作業による利益・効果が当該事業場に帰属し、かつ、事業場と学生との間に使用従属関係が認められる場合には労働者に該当するものと考えられ、この判断は個々の実態に即して行う必要がある。			
			テキスト P	なし	問題集 P	6
E	×	地方公務員法 第 22 条の 3・ 第 45 条、地方 公務員災害補 償法第 2 条 1 項	「その勤務の様態にかかわらず、労災保険法が適用される」が誤り。地方公務員法に定める臨時的任用として採用されたものは、地方公務員として扱われる。公務災害補償の適用となり、労災保険ではなく地方公務員災害補償法により補償される。			
			テキスト P	20	問題集 P	8

労働者災害補償保険法

【問 2】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	業務災害				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
ア	○	昭和 24 年 1 月 19 日基収 3375 号	休日に使用者の呼び出しを受けて現場に駆け付ける途上は、業務追行中とみなされる。本件は通勤災害ではなく業務災害となる。			
			テキスト P	24	問題集 P	
イ	×	昭和 24 年基収 4028 号	緊急業務中とは認められないため、本件は業務災害に該当しない。			
			テキスト P		問題集 P	
ウ	○	昭和 34 年基収 2980 号、昭和 24 年基収 3001 号	出張とは、一般的に事業主の指揮命令により、特定の用務を果たすために通常の勤務地を離れて用務地へ赴き、用務を果たして戻るまでの一連の過程をいい、特段の私的行為に該当しない限り全過程を業務行為ととらえ、業務起因性及び業務遂行性が認められる。本件は業務災害である。			
			テキスト P	26	問題集 P	28
エ	○	昭和 36 年基収 1844 号	地震、台風など天災地変によって被災した場合は業務災害と認められないが、事業場の立地条件や作業条件・作業環境等により、天災地変に際して災害を被りやすい業務の事情があるときは、業務災害と認められる。本件は業務災害である。			
			テキスト P	25	問題集 P	
オ	×	労災法 7 条 2 項・3 項、昭和 49 年基収 260 号	本件は「業務災害」ではなく「通勤災害」に該当する。			
			テキスト P		問題集 P	

労働者災害補償保険法

【問 3】	正解肢	A	B	C	D	E	
	分野	血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について					
	出題形式	正しいものはどれか			誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説				
ア	×	令和 3 年 基 発 0 9 1 4 第 1 号	「労働基準法第 36 条に基づく労使協定により延長することができる労働時間内に行う業務が含まれる」が誤り。特に過重な業務とは、日常業務に比較して特に過重な身体的、精神的負荷を生じさせたと客観的に認められる業務をいうものである。ここでいう日常業務とは、「通常の所定労働時間内の所定業務内容」をいう。				
			テキスト P	45	問題集 P	18	
イ	×	令和 3 年 基 発 0 9 1 4 第 1 号	「9 時間未満」が誤り。長期間の過重業務の判断に当たっては、睡眠時間の確保の観点から、勤務間インターバルがおおむね「11 時間未満」の勤務の有無、時間数、頻度、連続性等について検討し、評価することとされている。				
			テキスト P	47	問題集 P	18	
ウ	○	令和 3 年 基 発 0 9 1 4 第 1 号	設問のとおり。長期間の過重業務の判断に当たっては、作業環境は付加的に評価することとされているのに対し、短期間の過重業務では業務量、業務内容と同様に作業環境等を考慮し、客観的かつ総合的に判断することとされている。				
			テキスト P	48・49	問題集 P		
エ	×	令和 3 年 基 発 0 9 1 4 第 1 号	「業務と発症との関連が認められることはない」が誤り。器質的心疾患を有する場合についても、その病態が安定しており、直ちに重篤な状態に至るとは考えられない場合であって、業務による明らかな過重負荷によって自然経過を超えて著しく重篤な状態に至ったと認められる場合には、業務と発症との関連が認められる。				
			テキスト P	51	問題集 P		
オ	○	令和 3 年 基 発 0 9 1 4 第 1 号	設問のとおり。二以上の事業の業務による「長期間の過重業務」及び「短期間の過重業務」に関し、業務の過重性の検討に当たっては、異なる事業における労働時間を通算して評価する。				
			テキスト P	52	問題集 P		

労働者災害補償保険法

【問 4】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	休業補償給付				
	出題形式	正しいものはどれか 誤っているものはどれか その他				
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	労災則 46 条の 20 第 1 項 他	「2,000 円」が誤り。第一種特別加入者の給付基礎日額として定める額は、その最高額が 25,000 円であり、その最低額が「3,500 円」となっており、厚生労働大臣が決定する額による。			
			テキスト P	202	問題集 P	114
B	×	労災法 8 条の 2 第 2 項	「3 年」が誤り。休業補償給付等を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償給付等に係る療養を開始した日から起算して「1 年 6 か月」を経過した日以後の日である場合においては、年齢階層別の最低限度額及び最高限度額が適用される。			
			テキスト P	77	問題集 P	
C	×	労災法 14 条 1 項・8 条 1 項、最判昭和 58 年 10 月 13 日（雪島鉄工所事件）	「雇用契約上の賃金請求権を有しない場合には支給されない」が誤り。最高裁判所の判例において、「休業補償給付は、労働者が業務上の傷病により療養のため労働不能の状態にあつて賃金を受けることができない場合に支給されるものであり、その条件を具備する限り、その者が休日又は出勤停止の懲戒処分を受けた等の理由で雇用契約上賃金請求権を有しない日についても、休業補償給付の支給がされると解するのが相当である」とされている。			
			テキスト P		問題集 P	44
D	×	特別支給金支給規則 3 条 5 項	「当該休業補償給付の請求後に行わなければならない」が誤り。休業特別支給金の支給申請は、原則として、休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付の請求と同時にを行う必要がある。			
			テキスト P	174	問題集 P	82
E	○	労災法 14 条 2 項、労災令 1 条 1 項	設問のとおり。労災保険より一定の給付が支給される場合において、同一の事由により厚生年金保険及び国民年金等から一定の給付が支給されるときには、政令で定める調整率を労災保険の保険給付の額に乗ずることによって減額調整を行う。			
			テキスト P	93	問題集 P	88

労働者災害補償保険法

【問5】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	介護補償給付				
	出題形式	正しいものはどれか 誤っているものはどれか その他				
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	労災法 12 条の 8 第 4 項	「療養補償給付を受ける権利を有する労働者」及び「病院又は診療所に入院し、介護を受けている間、介護補償給付を受けることができる」が誤り。介護補償給付は、「障害補償年金又は傷病補償年金」を受ける権利を有する労働者が、請求可能である。また、病院又は診療所に入院している間は支給されない。 テキスト P 114 問題集 P 54			
B	×	労災法 12 条の 8 第 4 項	「介護補償給付を受けることができる」が誤り。介護補償給付は、障害者支援施設に入所しており、生活介護を受けている場合は支給されない。 テキスト P 114 問題集 P 54			
C	×	労災法 12 条の 8 第 4 項	「障害補償一時金の支給を受けた労働者」及び「加齢により介護を要する状態となった」が誤り。介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その「受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であって厚生労働省令で定める程度のものにより」、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときにその請求に基づいて行う。 テキスト P 114 問題集 P 54			
D	×	労災則 18 条の 3 の 2・別表第 3	「常時介護を要する障害の程度にある」が誤り。設問の場合は「随時介護を要する障害の程度」にあるとされる。 テキスト P 115 問題集 P 54			
E	○	労災法 19 条の 2、労災則 18 条の 3 の 4	設問のとおり。親族又はこれに準ずる者による介護について、支給すべき事由が生じた月について介護の費用を支出しない場合は支給されないので疑義が残る。 テキスト P 116 問題集 P 55			

労働者災害補償保険法

【問6】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	二次健康診断等給付				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	<input type="radio"/>	労災則 11 条の 3	設問のとおり。なお、都道府県労働局長は、二次健康診断等給付を行う病院若しくは診療所を指定し、又はその指定を取り消すときは、当該病院又は診療所の名称及び所在地を公告しなければならないとされている。			
			テキスト P	148	問題集 P	
B	<input type="radio"/>	労災法 26 条第 2 項の 1	設問のとおり。なお、二次健康診断等給付として行われる二次健康診断は、脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査であって厚生労働省令で定めるものを行う医師による健康診断であり、一年度につき一回に限り支給される。			
			テキスト P	147	問題集 P	
C	<input type="radio"/>	労災法 26 条第 2 項の 2・平成 13 年基発 233 号	設問のとおり。特定保健指導は、二次健康診断の結果に基づき、脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るため、面接により行われる医師又は保健師による保健指導（二次健康診断ごとに 1 回に限る。）であり、栄養指導・運動指導・生活指導すべてを行うものとする。			
			テキスト P	147	問題集 P	64
D	<input type="radio"/>		設問のとおり。特別加入者は、二次健康診断等給付の対象とはされていない。そもそも特別加入者は「労働者」に該当しないことから、労働安全衛生法の適用を受けることはなく、定期健康診断の対象ともなっていない（定期健康診断の対象は常用労働者である。）。			
			テキスト P	148	問題集 P	
E	<input checked="" type="radio"/>	労災法第 26 条第 1 項	「いずれかに異常の所見があると診断されたとき」が誤り。二次健康診断等給付は、労働安全衛生法 66 条 1 項の規定による健康診断において、血圧等必要な検査項目を受けた労働者がその「いずれの項目にも異常の所見があると診断されたとき」に、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。			
			テキスト P	147	問題集 P	

労働者災害補償保険法

【問 7】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	二次健康診断等給付				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	○	令和6年基発0426第2号	設問のとおり。一人親方等の特別加入団体として定められた基準（昭和40年11月1日基発第1454号第2の6の2（ホを除く。）、団体の組織運営方法等が整備されていることや、事業内容が労働保険事務の処理を可能とするものであること等）に加え、特定フリーランス事業に係る特別加入団体の承認基準として、活動実績が1年以上であることや100名以上の会員がいること等が定められている。			
			テキスト P		問題集 P	
B	×	令和6年基発0426第2号	「市町村ごとに加入希望者が訪問可能な事務所を設け、都道府県を単位として団体を運営する必要がある」が誤り。正しくは「都道府県ごとに加入を希望する者が訪問可能な事務所を設け、全国を単位として団体を運営する必要がある」となる。			
			テキスト P		問題集 P	
C	○	令和6年基発0426第2号	設問のとおり。フリーランス事業に係る特別加入団体の承認基準として、加入者に対して、適切に災害防止のための教育を行うことが条件とされており、少なくとも年に1回以上、当該団体が主催する災害防止等に関する研修会等への参加の機会を提供するものであることと定められている。			
			テキスト P		問題集 P	
D	○	令和6年基発0426第2号	設問のとおり。フリーランス事業に係る特別加入団体の承認条件に、加入を希望する者等に対し、加入、脱退、災害発生時の労災給付請求等の各種支援を行うことがある。労災請求に当たって、特定フリーランス事業を行う者が提出することとなる請求書等の作成支援を行うことが各種支援に含まれる。			
			テキスト P		問題集 P	
E	○	令和6年基発0426第2号	設問のとおり。保険給付に関する事務は、当該特別加入団体の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長が行うこととされている。			
			テキスト P		問題集 P	

労働者災害補償保険法

【問 8】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	労働保険の徴収				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	徴収法 7 条、 徴収則 6 条 1 項・2 項	「有期事業のメリット制の適用対象とされる」が誤り。二以上の有期事業が一括されて一の事業として労働保険徴収法が適応される場合、継続事業と同様の取り扱いがされることとなり、「継続事業のメリット制」の適用対象とされる。			
			テキスト P	31	問題集 P	66
B	×	徴収則 6 条、 34 条	「一括有期事業報告書は一括された事務所ごとに作成し、各事業の所在地を管轄する都道府県労働局歳入調査官にそれぞれ提出しなければならない」が誤り。当該一括有期事業に係る納付事務を行う一の事業所を管轄する都道府県労働局歳入調査官に提出する。			
			テキスト P	32	問題集 P	20
C	○	徴収法 4 条の 2 第 1 項、徴 収則 4 条 2 項、昭和 40 年 基発 901 号	設問のとおり。一括有期事業を開始したときに初めに「保険関係成立届」を提出しておけば、以後何年でも当該一括有期事業が継続している限り一括された個々の事業については、その都度「保険関係成立届」を提出する必要はない。			
			テキスト P	22	問題集 P	10
D	×	昭和 40 年基 発 901 号	「当初の一括の扱いとされず、新たに独立の有期事業として取り扱われる」が誤り。有期事業の一括により一括された個々の事業については、その後、事業規模の変更等があった場合でも、当初の一括扱いが行われ、新たに独立の有期事業として取り扱われない。			
			テキスト P	32	問題集 P	18
E	×	徴収則 13 条 1 項	「当該機器等の損料に相当する額（消費税相当額を除く。）を請負代金の額（消費税等相当額を除く。）から控除する」が誤り。正しくは「加算する」。			
			テキスト P	31	問題集 P	32

労働者災害補償保険法

【問 9】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	労働保険料				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	○	徴収法 2 条	設問のとおり。請負契約による契約で、使用従属関係が認められない労務提供を行った請負人に支払った報酬額は、労働保険徴収法上の賃金には該当せず、確定賃金総額に含まれない。			
			テキスト P	14	問題集 P	
B	○	徴収法 15 条 1 項、徴収則 24 条 1 項、徴収法 31 条 1 項・3 項	設問のとおり。概算保険料の額は、賃金総額の見込額が、直前の保険年度の保険料算定基礎額の 100 分の 50 以上 100 分の 200 以下である場合には、直前の保険年度の保険料算定基礎額を用い、見込額に一般保険料に係る保険料率を乗じた額とする。一般保険料の労災保険に係る保険料は全額事業主が負担するため、 $5,000 \text{ 万円} \times 3/100 = 150,000 \text{ 円}$ となる。			
			テキスト P	55	問題集 P	42
C	○	徴収法 15 条 1 項	設問のとおり。継続事業（有期事業以外の事業）の概算保険料は、計算した概算保険料の額を保険年度の 6 月 1 日から起算して 40 日以内（7 月 10 日まで）に、概算保険料申告書に添えて納付書により、所定の納付場所へ申告・納付する。			
			テキスト P	55	問題集 P	42
D	×	徴収則 27 条、昭和 43 年基発 123 号	「291,667 円」が誤り。延納により分割納付する各期分の概算保険料の額は、その総額を期の数で除して得た額だが、期の数で除して得た額に 1 円未満の端数があるときは、最初の期以外の各期分の端数を最初の期分の概算保険料の額に加算して納付する。第 1 期分が 291,668 円、第 2 期及び第 3 期分が「291,666 円」となる。			
			テキスト P	64	問題集 P	50
E	○	徴収法 15 条 1 項、徴収法 31 条 1 項・3 項	設問のとおり。①労災保険に係る一般保険料の額が $6,000 \text{ 万円} \times 3/1,000 = 「180,000 \text{ 円}」$ 、②雇用保険に係る一般保険料の額 $(6,000 \text{ 万円} \times 14.5/1,000 = 870,000 \text{ 円})$ のうち事業主負担分の額は $870,000 \text{ 円} - [870,000 \text{ 円} - \{(870,000 \text{ 円} \times 3.5/14.5)\} \times 1/2] = 「540,000 \text{ 円}」$ 、合計 (①+②) は $180,000 \text{ 円} + 540,000 \text{ 円} = 「720,000 \text{ 円}」$ となる。			
			テキスト P	51	問題集 P	38

労働者災害補償保険法

【問 10】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野					
	出題形式	正しいものはどれか 誤っているものはどれか その他				
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	平成 12 年発 労徴 31 号	「処理を委託することができない」が誤り。労災保険の特別加入に係る手続は、労働保険事務組合に処理を委託することができる。 テキスト P 107 問題集 P			
B	×	徴収法 33 条、 平成 12 年発 労徴 31 号	「法人でなければならない」が誤り。法人であると法人格のない団体等であることを問わないが、法人でない団体等の場合は、その代表者が決められており、事業内容や組織の運営方法が定款や規約等に規定されていることとされている。 テキスト P 105 問題集 P 82			
C	×	徴収法 34 条	「その効果は当該事業主に及ばない」が誤り。政府は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業主に対してすべき労働保険関係法令の規定による労働保険料の納入の告知については、これを労働保険事務組合に対してすることができる。この場合において、労働保険事務組合に対してした労働保険料の納入の告知は、当該事業主に対してしたものとみなす。 テキスト P 110 問題集 P 88			
D	×	徴収法 35 条 1 項・2 項	「当該労働保険組合は延滞金の納付責任を負う」が誤り。労働保険事務組合は、事業主から交付を受けた金額の限度において、政府に対し納付の委託を受けた徴収金を納付する責任を負う。政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について労働保険事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする テキスト P 111 問題集 P 88			
E	○	徴収法 35 条 4 項	設問のとおり。労働保険事務組合の虚偽の届出、報告又は証明により、保険給付を不正に受給した者がある場合には、政府は、当該労働保険事務組合に対して、当該不正受給者と連帯して受給金額の全部又は一部を返還すべきことを命ずることができる。 テキスト P 112 問題集 P			

雇用保険法

【問1】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	任意適用事業				
	出題形式	正しいものはどれか 誤っているものはどれか その他				
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	雇用法5条、 雇用法附則2条	法人である事業所は（強制）適用事業所となる。ここでいう法人には、公益財団法人も含まれる。			
			テキスト P	28	問題集 P	
B	○	雇用法附則2条、行政手引20105	設問のとおり。年間のうち短期間のみ8人の労働者を雇用している場合、「(年間を通じて) 常時5人以上」には該当しないため、任意適用事業に該当する。また、任意加入の申請をし厚生労働大臣の認可を受けた場合は適用事業所となる。			
			テキスト P	29、30	問題集 P	
C	×	雇用法附則2条	「当該認可の翌日」ではなく、「当該認可のあった日」に保険関係が成立する。			
			テキスト P	29	問題集 P	
D	×	行政手引20105	常時5人以上とは、「常に5人以上であること」ではなく「年間を通じて5人以上であること」をいう。したがって、一時的に5人未満となったとしても、任意適用事業に変更されない。			
			テキスト P	29	問題集 P	
E	×	行政手引20105	常時雇用労働者数の計算には雇用保険の適用を受けない労働者も含まれる。したがって、設問の常時雇用労働者数は適用労働者3人と適用除外労働者5人の計8人となるため、強制適用事業所となる。なお、適用除外労働者のみの場合は5人以上であっても適用事業として取り扱う必要はないとされている。			
			テキスト P	29	問題集 P	

雇用保険法

【問2】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	適用事業所の届出				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	○	雇用則 142 条	設問のとおり。			
			テキスト P	38	問題集 P	
B	○	雇用則 141 条、行政手引 22301	設問のとおり。当該事業所の廃止理由が会社の合併又は事業の譲渡に伴うものである場合は、合併に係る契約書、事業譲渡に係る契約書、財産目録、売買契約書、新旧事業主の事業実態等がわかる証明書のいずれか必要なものを添付させる。			
			テキスト P		問題集 P	
C	○	雇用則 141 条、行政手引 22102	設問のとおり。なお、従たる事務所に係る被保険者については、分割前の事務所から新たに当該被保険者に関する事務を行うこととなった事務所に転勤したものとして転勤届を提出させる。			
			テキスト P	39	問題集 P	
D	×	雇用則 145 条、行政手引 22402	代理人の解任がその事業の廃止に伴うものであるときは、改めて代理人解任届を提出する必要はない。ただし、事業所廃止届を提出すべきことは当然である。			
			テキスト P		問題集 P	
E	○	雇用則 141 条、行政手引 22054	設問のとおり。また、その事業所において雇用する被保険者については、従来非該当施設であったため、その事業所に関する事務を行っていた事業所から、新たに事業所として取り扱われることとなった事業所に転勤したものとして、転勤届を提出しなければならないとされている。			
			テキスト P		問題集 P	

雇用保険法

【問3】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	教育訓練給付金				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	雇用則 101 条の 2 の 8	一般教育訓練の上限額は 10 万円である。			
			テキスト P	167	問題集 P	78
B	○	雇用法 60 条の 2 第 4 項、雇用則 101 の 2 の 6	設問のとおり。教育訓練金の支給対象は、入学料、受講料及び一般教育訓練の受講開始前 1 年以内に受けたキャリアコンサルティング費用（上限 2 万円）であり、検定試験の受験料は含まれない。			
			テキスト P	164	問題集 P	78
C	×	雇用則 101 条の 2 の 7	「100 分の 80」ではなく、「100 分の 50」である。なお、「100 分の 50」のうち「100 分の 40」は特定一般教育訓練修了時に支給しているため、資格取得等をし、1 年以内に雇用されたあとに差額の「100 分の 10」を支給する。			
			テキスト P	165	問題集 P	
D	×	雇用法 60 条の 2 第 1 項 雇用則 101 条の 2 の 5	一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなった日から 1 年以内（※）にある者は教育訓練給付金を受給できる。 ※妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により 30 日以上訓練を開始できない場合は、その旨を申し出た日から最大 20 年間の加算あり			
			テキスト P	162	問題集 P	
E	×	雇用法附則 11 条の 2 第 4 項	基本手当を受給している期間及び基本手当の待期間間は教育訓練支給給付金を受給できない。また、給付制限を受けている期間も同様である。			
			テキスト P	176	問題集 P	

雇用保険法

【問 4】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	受給期間				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×					
				テキスト P		問題集 P
B	○	雇用法 20 条 1 項、雇用法 23 条 2 項、雇用則 35 条 4 号	<p>①適用事務所 X 退職後、失業等給付を受給せずに 1 年以内に適用事務所 Y に雇用されているため、適用事務所 X、適用事務所 Y に被保険者として雇用された期間は通算される。なお、当該雇用された期間又は当該被保険者であった期間に育児休業給付金の支給を受けた者に対する所定給付日数に係る算定基礎期間の算定については、育児休業給付金の支給に係る休業の期間を除いて算定するため、適用事務所 X において、被保険者期間 19 年のうち育児休業期間が 24 月あるため、算定基礎期間は 17 年となる。適用事務所 Y の算定基礎期間は 6 年 6 か月となり、算定基礎期間は通算して「23 年 6 か月」となる。</p> <p>②事業所の移転により、通勤することが困難となったため退職した者であるから、特定受給資格者に該当する。</p> <p>また、受給資格に係る離職の日において 45 歳以上 60 歳未満の離職者で就職困難者には該当しないことから所定給付日数は 330 日であるため受給期間は「1 年と 30 日」となる。</p>			
				テキスト P	77、86、90	問題集 P
C	×					
				テキスト P		問題集 P
D	×					
				テキスト P		問題集 P
E	×					
				テキスト P		問題集 P

雇用保険法

【問5】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	基本手当				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	○	雇用法 20 条第 2 項、行政手引 50281	設問のとおり。受給期間の延長が認められるためには、当該勤務延長又は再雇用の期限が到来したことが必要である。設問の場合は再雇用の期限である 65 歳より前の 63 歳に退職しているので延長の対象とはならない。			
			テキスト P	78	問題集 P	42
B	×	雇用法 20 条第 2 項行政手引 50281	船員の場合は「50 歳以上の定年に達したこと」若しくは「50 歳以上の定年に達した後、当該勤務延長又は再雇用の期限が到来したこと（制度として設けられている場合に限る）」のときに延長される。設問の場合は、制度がなく、定年である 55 歳で離職しているため、延長が認められる。			
			テキスト P	78	問題集 P	
C	×	雇用則 31 条の 3 第 2 項	「1 か月以内」ではなく、「2 か月以内」である。また申出は、受給期間延長等申請書に離職票（2 枚以上の離職票を保管するときは、その全ての離職票）を添えて管轄公共職業安定所の長に提出することによって行うものとする。			
			テキスト P	78	問題集 P	
D	×	雇用法 20 条第 1 項、2 項行政手引 50286	定年退職者等の受給期間とされた期間内に疾病又は負傷等の理由により引き続き 30 日以上職業に就くことができない日がある場合には、さらに受給期間の延長が認められる。ただし、当該期間の全部又は一部が、猶予期間内にあるときは、猶予期間内でない期間分の日数とする。設問の場合は延長期間に負傷しているため猶予期間とは重複しておらず、延長される。			
			テキスト P	78、79	問題集 P	42
E	×	雇用則 31 条 1 項行政手引 50283	延長の申出は、原則として本人が安定所に出頭した上で行うこととするが、疾病又は負傷その他やむを得ない理由のために申請期限内に安定所に出頭することができない場合に限り、その理由を記載した証明書を添付の上、代理人又は郵送等によって行うことができる。			
			テキスト P		問題集 P	

雇用保険法

【問 6】	正解肢	A	B	C	D	E	
	分野	給付制限					
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他	
	正誤	根拠条文等	解説				
ア	○	雇用法 32 条 1 項、行政手 引 52151	設問のとおり。次の場合は、安定所の紹介する職業に就くことを拒んだことに含まれると解して雇用法 32 条の給付制限を受ける。 ① 安定所の紹介に応じたにもかかわらず指定された日に事業所に出頭しなかった場合 ② 安定所に紹介された先の事業所における面接態度について、故意に不採用にさせるような言動により不採用になったと認められる場合 ③ 安定所に紹介された先の事業主のもとにおいて面接した際に採用を拒否する場合及び面接の結果採用になった後において就職することを拒否する場合	テキスト P	106	問題集 P	
イ	○	雇用法 32 条 1 項 1 号 行政手引 52152	設問のとおり。専門の知識、技能を有しない者がそれらを必要とする業務に紹介された場合、「受給資格者の能力からみて不相当である」と認められるため、給付制限を受けない。	テキスト P	106	問題集 P	58
ウ	○	雇用法 32 条 1 項 3 号 行政手引 52152	設問のとおり。就職先の賃金の手取額がその者の受けることができる基本手当の額のおおむね 100 分の 100 よりも低い場合、「同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて不当に低い」と認定されるため、給付制限を受けない。	テキスト P	106	問題集 P	58
エ	○	雇用法 32 条 1 項 5 号 行政手引 52152	設問のとおり。労働時間その他の労働条件が、法令には違反しないがその地域の同種の業務について行われる一般水準に比べて不当に悪い事業所に紹介された場合、「その他正当な理由があるとき」に認定されるため、給付制限を受けない。	テキスト P	106.107	問題集 P	
オ	×	雇用法 32 条 1 項 5 号 行政手引 52152	1 か月以上賃金不払（賃金の 3 分の 1 を上回る額が支払われなかった場合を含む。）の事務所に紹介された場合は「その他正当な理由があるとき」に認められるが、それが一時的なもので、近い将来正当な時期に賃金が支払われることが確実な場合は、正答な理由とは認められないため、給付制限を受けることになる。	テキスト P	106, 107	問題集 P	

雇用保険法

【問7】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	解雇の効力と基本手当の仮支給				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	行政手引 53302	基本手当は、受給資格者が失業している日について支給するものであるから、賃金支払いがなくても雇用関係が継続している場合は失業しているとは認められず、基本手当は返還しなければならない。			
			テキスト P		問題集 P	
B	○	行政手引 53302	設問のとおり。賃金が解雇時に遡及して支払われた場合は、既に行った資格喪失の確認処分及び基本手当の支給処分をいずれも取り消し、支給した基本手当を返還させるとともに、当該仮処分命令に基づいて支払われた金員は、現実に就労がなされたか否かにかかわらず賃金として取り扱い、保険料徴収の対象とする。			
			テキスト P		問題集 P	
C	○	行政手引 53253	設問のとおり。解雇の効力等について係争中に、事業所を廃止するか又は事実上廃止と同様の状態に至ったため、たとえ解雇無効（原状回復を含む。）の命令、判決又は判定が確定しても、原状回復の実現が不可能と認められる場合には、この状態が継続する限り、資格喪失の確認処分を取り消す必要はない。			
			テキスト P		問題集 P	
D	○	行政手引 53255	設問のとおり。なお、他に就職中の事業主との雇用関係について被保険者資格を取得させたときは、解雇の効力等について争った事業主との雇用関係についての被保険者資格の喪失は、離職以外の理由によるものとする。			
			テキスト P		問題集 P	
E	○	行政手引 53201－ 53250	設問のとおり。なお、この取扱いは、解雇の効力に疑いがある場合はそれが確定するまで、資格喪失の確認を行わないことの例外であるから、この取扱いを単なる効力の疑い、解雇不服、争議等の事実上の争いがあるに過ぎない場合にひろげてはならない。			
			テキスト P		問題集 P	

雇用保険法

【問 8】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	概算保険料				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	徴収則 27 条	継続事業については、10 月 1 日以降に保険関係が成立した事業は延納できない。			
			テキスト P	64	問題集 P	48
B	×	徴収則 27 条	一括有期事業は、労災保険の保険関係のみ成立しているため、事務の処理を労働保険事務組合に委託していない場合は概算保険料の額が 20 万円以上であれば、保険料を延納できる。設問の場合は 50 万円であり、保険関係の成立が 10 月 1 日前のため延納できる。			
			テキスト P	65	問題集 P	
C	×	徴収法 16 条、 徴収則 25 条 1 項	増加後の見込額が増加前の見込額の 100 分の 200 を超え、かつ、増加後の見込額に基づき算定した概算保険料と既に納付した概算保険料の差額が 13 万円以上のときは、その差額を納付しなければならない。設問の場合、見込額は 100 分の 200 を超えているが差額が 13 万円未満なので、納付する必要はない。			
			テキスト P	61	問題集 P	46
D	×	徴収法 15 条 3 項・4 項	概算保険料について認定決定を受けた場合、その通知を受けた日の翌日から起算して 15 日以内に納付しなければならないため、納期限は令和 7 年 9 月 4 日となる。なお、通知は納付書によって行い、認定決定に対する追徴金は徴収されない。			
			テキスト P	60、61	問題集 P	44
E	○	徴収法 17 条、 徴収則 31 条	設問のとおり。なお、保険料率の引き上げにより追加徴収される概算保険料の延納については、増加概算保険料の延納と同様に取扱われるが、最初の期分については、通知を発する日から起算して 30 日を経過した日までに納付しなければならない。			
			テキスト P	63	問題集 P	

雇用保険法

【問 9】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	特例納付保険料				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	雇用法 22 条 5 項 徴収法 26 条 1 項	「2 年以内」でなく、「2 年前の日より前」である。			
			テキスト P	98	問題集 P	
B	○	徴収法 26 条、 徴収則 58 条、 59 条	特例納付保険料の納付手続きは、事業主からの申出により、所轄都道府県労働局歳入徴収官が、通知を発する日から起算して 30 日を経過した日を納期限と定め特例納付保険料の額と納期限を事業主に通知することによって行われる。なお、この通知は納入告知書によるものとする。			
			テキスト P	100	問題集 P	80
C	○	徴収則 58 条	設問のとおり。特例納付保険料に関する厚生労働大臣の権限（納付の勧奨及び納付の申出の受理）は、都道府県労働局長に委任されている（則 76 条）からである。			
			テキスト P	100	問題集 P	
D	○	徴収法 33 条、 平成 12 年発 勞徴 31 号	設問のとおり。			
			テキスト P	107	問題集 P	
E	○	徴収則 38 条 3 項 2 号	設問のとおり。なお、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、特例納付保険料を徴収しようとする場合には、通知を発する日から起算して 30 日を経過した日をその納期限と定め、事業主に、特例納付保険料の額及び納期限を納入告知書により通知しなければならない（則 38 条、59 条）。			
			テキスト P	100	問題集 P	80

雇用保険法

【問 10】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	不服申立て、雑則				
	出題形式	正しいものはどれか 誤っているものはどれか その他				
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	行政不服審査法 4 条 4 号	概算保険料額の認定決定の処分不服がある者は、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。			
			テキスト P	126	問題集 P	100
B	×	行政不服審査法 18 条	「処分があったことを知った日」ではなく、「処分があったことを知った日の翌日」からである。			
			テキスト P	126	問題集 P	100
C	×	行政事件訴訟法 8 条ほか	不服申立前置の規定はないで、行政事件訴訟法により、直ちに、裁判所にその処分の取り消しの訴えを提起することができる。			
			テキスト P	126	問題集 P	100
D	○	徴収法 41 条 1 項、昭和 55 年 労徴発 49 号	設問のとおり。誤納金（二重納付又は徴収決定額を超えて納付された労働保険料）に係る時効の起算日は、納付した日の翌日される。当該年度の概算保険料 50 万円を 7 月 1 日に申告納付したが、7 月 15 日に再度 50 万円を納付したため、50 万円の誤納金が発生したというような場合である。			
			テキスト P	118	問題集 P	94
E	×	徴収法 41 条、国税通則法 72 条	労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金の徴収権の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができない。			
			テキスト P		問題集 P	94

労一

【問1】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	労働経済				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	○	令和5年外国人雇用実態調査（厚生労働省）	設問のとおり。			
			テキスト P		問題集 P	
B	×	令和5年外国人雇用実態調査（厚生労働省）外国人雇用実態調査	「ベトナム」が最も多く、次いで「中国（香港、マカオ含む）」、「フィリピン」となっている。			
			テキスト P		問題集 P	
C	×	令和5年外国人雇用実態調査（厚生労働省）	「生産工程従事者」が最も多く、次いで「専門的・技術的職業従事者」、「サービス職業従事者」の順となっている。			
			テキスト P		問題集 P	
D	×	令和5年外国人雇用実態調査（厚生労働省）	「労働力不足の解消・緩和のため」が最も多く、次いで「日本人と同等またはそれ以上の活躍を期待して」、「事業所の国際化、多様性の向上を図るため」、「日本人にはない知識、技術の活用を期待して」の順となっている。			
			テキスト P		問題集 P	
E	×	令和5年外国人雇用実態調査（厚生労働省）	「日本語能力等のためにコミュニケーションが取りにくい」が最も多く、次いで「在留資格申請等の事務負担が面倒・煩雑」、「在留資格によっては在留期間の上限がある」、「文化、価値観、生活習慣等の違いによるトラブルがある」の順となっている。			
			テキスト P		問題集 P	

勞一

【問2】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	労働経済				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
ア	○	令和5年障害者雇用実態調査（厚生労働省）	設問のとおり。			
			テキスト P		問題集 P	
イ	×	令和5年障害者雇用実態調査（厚生労働省）	「1,000人以上規模」で最も多く、次いで「100～499人規模」、「30～99人規模」、「5～29人規模」、の順になっている。			
			テキスト P		問題集 P	
ウ	○	令和5年障害者雇用実態調査（厚生労働省）	設問のとおり。			
			テキスト P		問題集 P	
エ	○	令和5年障害者雇用実態調査（厚生労働省）	設問のとおり。			
			テキスト P		問題集 P	
オ	○	令和5年障害者雇用実態調査（厚生労働省）	設問のとおり。			
			テキスト P		問題集 P	

勞一

【問3】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	労働経済				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	令和4年派遣労働者実態調査（事業所調査）（厚生労働省）	「製造業」が最も高くなっている。			
			テキスト P		問題集 P	
B	×	令和4年派遣労働者実態調査（事業所調査）（厚生労働省）	「欠員補充等必要な人員を迅速に確保できるため」が最も高く、次いで「一時的・季節的な業務量の変動に対処するため」、「軽作業、補助的業務等を行うため」の順となっている。			
			テキスト P		問題集 P	
C	×	令和4年派遣労働者実態調査（事業所調査）（厚生労働省）	事業所規模が「大きい」ほど割合が高くなっている。			
			テキスト P		問題集 P	
D	×	令和4年派遣労働者実態調査（事業所調査）（厚生労働省）	「実施した」が69.7%で「約7割」となっている。			
			テキスト P		問題集 P	
E	○	令和4年派遣労働者実態調査（事業所調査）（厚生労働省）	設問のとおり。			
			テキスト P		問題集 P	

勞一

【問 4】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	労働契約法				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	○	最判令和 6 年 4 月 26 日 (滋賀県社会福祉協議会事件)	設問のとおり。			
			テキスト P		問題集 P	
B	○	労働契約法 3 条 2 項、平成 26 年 基 発 0730 第 1 号	設問のとおり。労働契約 3 条 2 項では、様々な雇用形態や就業実態を広く対象とする「均衡考慮の原則」を規定していることから、多様な正社員といわゆる正社員の間の処遇の均衡にも、この原則は及ぶものである。			
			テキスト P	228	問題集 P	37
C	○	労働契約法 4 条 1 項、平成 24 年 基 発 0810 第 2 号	設問のとおり。			
			テキスト P	229	問題集 P	37
D	×	労働契約法 14 条、最判昭和 60 年 4 月 5 日 (古河電気工業事件)	使用者 (出向元) が労働者に対し、雇用契約上の身分を保有させながら第三者 (出向先) の指揮監督の下に労務を提供させる形態のいわゆる在籍出向を命じている場合に、右出向関係を解消して復帰を命ずるためには、特段の事由のない限り、当該労働者の同意を得ることを必要としない。			
			テキスト P	234	問題集 P	
E	○	労働契約法 18 条 1 項、平成 24 年 基 発 0810 第 2 号	設問のとおり。			
			テキスト P	236	問題集 P	

勞一

【問5】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	社会保険労務士法				
	出題形式	正しいものはどれか 誤っているものはどれか その他				
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	社会保険労務士法2条1項、昭和53年庁文発2084号、昭和43年庁保発23号	提出代行事務の性格は法律行為の代理とは異なるので、本来事業主等が意思決定すべき事項に及ばないため、代理業務、即ち申告、申請、不服申立等について事業主その他の本人から委任を受けて代理人として事務を処理することは含まれない。			
			テキスト P	195	問題集 P	
B	○	社会保険労務士法2条1項1号の4	設問のとおり。			
			テキスト P	195	問題集 P	
C	×	社会保険労務士法25条の3の2第2項	「社会保険労務士会の会員、社会保険労務士法人会又は全国社会保険労務士会連合会に限り、」ではなく、「何人も、」厚生労働大臣に対し、当該社会保険労務士の氏名及びその行為又は事実を通知し、適切な措置をとるべきことを求めることができる。			
			テキスト P	212	問題集 P	151
D	×	社会保険労務士法25条の8第1項	社会保険労務士法人の社員は、社会保険労務士でなければならない。			
			テキスト P	214	問題集 P	
E	×	社会保険労務士法25条の18第1項	社会保険労務士法人の社員は、「自己」若しくは第三者のためにその社会保険労務士法人の業務の範囲に属する業務を行ってはならない。			
			テキスト P	218	問題集 P	153

社一

【問6】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	社会保険関係法令総合				
	出題形式	正しいものはどれか 誤っているものはどれか その他				
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	国保法 54 条の4 第1項	市町村及び組合は、被保険者が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を支給する。			
			テキスト P	31、35	問題集 P	
B	×	高齢者医療確保法 54 条 1 項	被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を「後期高齢者医療広域連合」に届け出なければならない。			
			テキスト P	70	問題集 P	112
C	×	介護保険法 9 条	「生活保護法による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者を除く」とはされていない。			
			テキスト P	105	問題集 P	
D	×	船員保険法 94 条	「標準報酬日額の 100 分の 80 に相当する金額」ではなく「標準報酬日額に相当する金額」である。			
			テキスト P	172	問題集 P	
E	○	国保法 58 条 1 項・2 項	設問のとおり。ただし、国保法 58 条 1 項〔相対的必要給付〕については、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる」とされている。			
			テキスト P	35	問題集 P	104

社一

【問 7】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	確定拠出年金法				
	出題形式	正しいものはどれか 誤っているものはどれか その他				
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	確定拠出年金法 62 条 2 項	個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者は個人型年金加入者となることはできない。			
			テキスト P	256	問題集 P	
B	×	確定拠出年金法 59 条	「少なくとも 10 年ごとに」ではなく「少なくとも 5 年ごとに」である。			
			テキスト P		問題集 P	
C	×	確定拠出年金法 28 条	「老齢給付金、 <u>遺族給付金</u> 及び死亡一時金」ではなく「老齢給付金、 <u>障害給付金</u> 及び死亡一時金」である。			
			テキスト P	251	問題集 P	
D	×	確定拠出年金法 60 条 1 項・2 項	「運営管理業務を確定拠出年金運営管理機関に委託することができる」ではなく「運営管理業務を確定拠出年金運営管理機関に委託しなければならない」である。なお、後半部分の記述は正しい。			
			テキスト P	256	問題集 P	
E	○	確定拠出年金法 63 条 1 項	設問のとおり。なお、個人型年金加入者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の個人型年金加入者期間を合算する（確定拠出年金法 63 条 2 項）。			
			テキスト P	257	問題集 P	

社一

【問 8】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	高齢者医療確保法				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	高齢者医療確保法 49 条	「後期高齢者医療広域連合、都道府県及び市町村（特別区を含む。）」ではなく「後期高齢者医療広域連合及び市町村（特別区を含む。）」である。			
			テキスト P		問題集 P	
B	×	高齢者医療確保法 50 条	「後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する 65 歳以上 75 歳未満の者であって、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの」も後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる。			
			テキスト P	68	問題集 P	
C	×	高齢者医療確保法 109 条	「後期高齢者医療広域連合」ではなく「市町村」である。			
			テキスト P	87	問題集 P	
D	○	高齢者医療確保法 111 条	設問のとおり。			
			テキスト P	87	問題集 P	
E	×	高齢者医療確保法 53 条	「その日の翌日」ではなく「その日」である。			
			テキスト P	69	問題集 P	

社一

【問 9】	正解肢	A B C D E			
	分野	社会保険審査官及び社会保険審査会法			
	出題形式	正しいものはどれか 誤っているものはどれか			その他
	正誤	根拠条文等	解説		
ア	×	社審法 4 条 2 項	「3年」ではなく「2年」である。		
			テキスト P	281	問題集 P
イ	○	社審法 12 条 の 2	設問のとおり。なお、審査請求は、代理人によってすることができる。代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。(社審法 5 条の 2)。		
			テキスト P	168	問題集 P
ウ	○	社審法 12 条	設問のとおり。		
			テキスト P		問題集 P
エ	○	社審法 20 条・ 21 条	設問のとおり。なお、委員長及び委員は、人格が高潔であって、社会保障に関する識見を有し、かつ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、厚生労働大臣が任命する(社審法 22 条 1 項)。		
			テキスト P	285	問題集 P
オ	○	社審法 37 条	設問のとおり。なお、審査会は、審査会が定める場合を除き、委員長及び委員のうちから、審査会が指名する者 3 人をもって構成する合議体で、再審査請求又は審査請求の事件を取り扱うが、審査会の合議は、公開しない(社審法 27 条・42 条)。		
			テキスト P	286	問題集 P

社一

【問 10】	正解肢	A	B	C	D	E	
	分野	厚生労働白書 他					
	出題形式	正しいものはどれか			誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説				
ア	○	令和6年版厚生労働白書 (P343)	設問のとおり。				
			テキスト P	白書対策 P56	問題集 P		
イ	○	令和6年版厚生労働白書 (P343)、介護保険法 27条1項	設問のとおり。				
			テキスト P	111、白書対策 P56	問題集 P		
ウ	×	介護保険法 69条の2第1項、69条の7第1項・3項	「介護保険事業を行う市町村及び特別区の登録」ではなく「当該都道府県知事の登録」である。				
			テキスト P	126	問題集 P		
エ	○	令和6年版厚生労働白書 (P337)	設問のとおり。				
			テキスト P	301、白書対策 P54	問題集 P		
オ	×	厚労省HP [年金制度の仕組みと考え方] 第4 公的年金制度の歴史	基礎年金制度が導入されたのは「昭和 60 (1985) 年改正」である。				
			テキスト P	302	問題集 P		

健康保険法

【問1】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	総合問題				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	健保法 18 条、 健保令 6 条	組合会議員の任期は、「5 年」ではなく「3 年を超えない範囲内で規約で定める期間」である。その他の記述は正しい。			
			テキスト P	73	問題集 P	
B	×	健保法 106 条	「出産した日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間」を削除すれば正しい記述になる。			
			テキスト P	171、254	問題集 P	
C	×	健保則 158 条 の 27	「交替の日」を「交替の日の前日」に直せば正しい記述になる。			
			テキスト P		問題集 P	
D	×	健保則 116 条 1 項・3 項、134 条 2 項	「5 日以内に」ではなく「直ちに」である。それ以外の記述は正しい。			
			テキスト P		問題集 P	
E	○	健保法 174 条	設問のとおり。			
			テキスト P		問題集 P	

健康保険法

【問 2】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	総合問題				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等		解説		
ア	×	健保則 52 条 2 項・3 項	高齢受給者証の有効期限に至ったことによる返納について、被保険者が任意継続被保険者であるときは、「14 日以内」ではなく「5 日以内」に、返納しなければならない。			
			テキスト P	40	問題集 P	
イ	○	健保法附則 7 条	設問のとおり。			
			テキスト P	226	問題集 P	
ウ	×	健 保 法 198 条、204 条の 7	健康保険法 204 条の 7 第 1 項に規定する権限〔立入検査等の規定による厚生労働大臣の命令並びに質問及び検査の権限（健康保険組合に係る場合を除き、保険給付に関するものに限る。）に係る事務〕に係る事務は、全国健康保険協会（「協会」という。）に行わせるものとされている。 なお、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関する検査等の事務は、日本年金機構（「機構」）に行わせるものとされている。			
			テキスト P	271	問題集 P	162
エ	○	健保則 23 条の 2	設問のとおり。			
			テキスト P	258.260	問題集 P	
オ	○	健保法 63 条 2 項 4 号	設問のとおり。なお、「評価療養の給付」の対象とすべきものであるか否かは、「療養の給付」の対象とすべきものであるか否かの誤植と思われる。			
			テキスト P	122	問題集 P	78

健康保険法

【問3】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	日雇特例被保険者 他				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか	その他	
	正誤	根拠条文等	解説			
A	○	健保法 145 条 1 項、5 項	設問のとおり。			
			テキスト P	215、216	問題集 P	
B	○	健保法 58 条 1 項、2 項	設問のとおり。			
			テキスト P	197	問題集 P	124
C	×	健保法 169 条 2 項、6 項	日雇特例被保険者が 1 日において 2 以上の事業所に使用される場合の保険料の納付は、「その者を使用するそれぞれの事業主」ではなく、「初めにその者を使用する事業主」である。 後段の記述は正しい。			
			テキスト P	247	問題集 P	150
D	○	健保法 49 条 2 項	設問のとおり。			
			テキスト P	259	問題集 P	
E	○	健保法 190 条	設問のとおり。			
			テキスト P	253	問題集 P	

健康保険法

【問 4】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	届出 他				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか	その他	
	正誤	根拠条文等	解説			
A	○	健保法 197 条 2 項、健保則 41 条 1 項	設問のとおり。			
			テキスト P	262	問題集 P	158
B	○	健保法 44 条 1 項・2 項	設問のとおり。			
			テキスト P	99	問題集 P	60
C	×	健保則 35 条	事業主は、健康保険法の規定に基づいて事業主がしなければならない事項につき代理人をして処理させようとするとき、又は代理人を解任したときは、速やかに」ではなく「あらかじめ」である。			
			テキスト P	104、259	問題集 P	
D	○	健保令 44 条 の 7 第 2 項	設問のとおり。			
			テキスト P		問題集 P	
E	○	健保法 88 条 4 項	設問のとおり。			
			テキスト P	143	問題集 P	

健康保険法

【問 5】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	総合問題				
	出題形式	正しいものはどれか 誤っているものはどれか その他				
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	健保則 51 条 2 項	資格確認書の交付を受けている任意継続被保険者が資格を喪失した時は、事業主経由でなく「本人（任意継続被保険者自身）」が被保険者証を返納しなければならない。			
			テキスト P	31、32、40	問題集 P	
B	×	平成 9 年保険発第 57 号、平成 22 年保医発 0524 第 3 号	設問の最後の一文について、医師の同意は「書面」により与えられることを要するとされているが、正しくは「書面又は口頭」により与えられることを要するため、誤り。 なお、はじめの二文の記述は正しい。			
			テキスト P		問題集 P	
C	×	健保法 85 条 8 項、健保則 62 条	食事療養に要した費用につき、病院又は診療所は領収書を交付しなければならないのであって、被保険者が請求した場合に限らないため、誤り。なお、後段は正しい。			
			テキスト P	132	問題集 P	76
D	○	健保法 65 条 4 項 2 号	設問のとおり。			
			テキスト P	113、114	問題集 P	
E	×	昭和 27 年保文発 5383 号	被扶養者に対する保険給付は、被保険者が死亡した場合には支給が打ち切られるため、誤り。 なお、肺癌により「療養の給付」を受けているの部分は、肺癌により「家族療養費の支給」を受けているの誤植と思われる。			
			テキスト P	175	問題集 P	108

健康保険法

【問 6】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	総合問題				
	出題形式	正しいものはどれか 誤っているものはどれか その他				
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	健保法 154 条の 2	特定健康診査等の実施に要する費用の「全部」ではなく「一部」である。			
			テキスト P	225	問題集 P	130
B	×	健保法 3 条 7 項、健保則 37 条の 3 第 2 号	本邦において「2 年を超えない期間」ではなく、「1 年を超えない期間」滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うものである。			
			テキスト P	46.47	問題集 P	
C	×	健保法 100 条 1 項、昭和 26 年保文発 721 号	自殺による死亡は絶対的事故であり、埋葬料の支給を行うとされているため、誤り。			
			テキスト P	165	問題集 P	
D	×	健保法 57 条 平成 23 年保保発 0809 第 3 号	設問のような求償する相手先がないケースや求償が困難なケースであっても、医療保険の給付を行わないということとはできない→とされているため誤り。			
			テキスト P	196-197	問題集 P	
E	○	令和 6 年保発 0328 第 6 号、健保則 103 条の 2	設問のとおり。			
			テキスト P	35、264、265	問題集 P	

健康保険法

【問 7】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	総合問題				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	○	健保則 24 条の 4	設問のとおり。			
			テキスト P	260	問題集 P	
B	○	平成 23 年保発 0131 第 2 号	設問のとおり。			
			テキスト P	160	問題集 P	
C	○	健保則 47 条 1 項	設問のとおり。			
			テキスト P	37	問題集 P	
D	×	短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大 Q & A 集問 20	設問の場合、遡及取消とならないため、誤り。			
			テキスト P		問題集 P	
E	○	健保法 85 条の 2 第 2 項	設問のとおり。			
			テキスト P	133	問題集 P	

健康保険法

【問 8】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	総合問題				
	出題形式	正しいものはどれか 誤っているものはどれか その他				
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	健保法 104 条 昭和 31 年保 文発 11283 号	資格喪失後継続給付を受ける権利の一部が既に時効により消滅している設問の事例においては、「時効未完成の期間についても、資格喪失後継続給付を受けることはできない」ものとされているため、誤り。			
			テキスト P		問題集 P	
B	×	健保法 204 条 の 3 第 1 項	日本年金機構は、保険料の滞納処分等を行う場合には、あらかじめ「厚生労働大臣」の認可を受けるとともに、滞納処分等実施規程に従い、「徴収職員」に行わせなければならないである。			
			テキスト P	269	問題集 P	
C	×	健保法 160 条	健康保険組合が一般保険料率を変更しようとするときは、社会保障審議会の議を経るという規定はない。なお、協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならないとされている。			
			テキスト P	230	問題集 P	
D	×	健保法 119 条	正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、保険給付の「全部又は一部」ではなく、「一部」を行わないことができるである。			
			テキスト P	193	問題集 P	120
E	○	令和 6 年保医 発 0327 第 10 号	設問のとおり。			
			テキスト P		問題集 P	

健康保険法

【問 9】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	総合問題				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
ア	×	健保法 159 条の 3	令和 7 年 3 月 15 日に出産した場合、令和 7 年 5 月 10 日までは産後休業期間となり、育児休業期間は令和 7 年 5 月 11 日からとなる。したがって、育児休業期間中の保険料免除の対象となるのは、「令和 7 年 5 月分」からである。			
			テキスト P	245	問題集 P	146
イ	×	健保法 99 条、昭和 28 年保文発 69 号	就業時間中に疾病等が発生した時は、その日は待期間の 3 日間に含まれるため、2 月 3 日が起算日となる。			
			テキスト P	154	問題集 P	90
ウ	×	健保法 108 条 1 項、平成 11 年保険発 46 号・庁保険発 9 号、昭和 25 年保文発第 376 号、昭和 32 年保文発 6737 号	就業規則に基づき報酬支払の目的をもって支給された見舞金は「報酬」にあたるため、傷病手当金の支給額と調整される。設問は「見舞金は調整の対象となる報酬に含まれない」としているため誤り。			
			テキスト P	158	問題集 P	98
エ	○	健保法 105 条	設問のとおり。			
			テキスト P	170	問題集 P	104
オ	○	健保法 43 条の 2 第 2 項	設問のとおり。被保険者が令和 7 年 1 月 1 日に職場復帰し、育児休業等終了時改定に該当した場合は、改定された標準報酬月額、育児休業等終了日の翌日（令和 7 年 1 月 1 日）から起算して 2 か月を経過した日の属する月の翌月（令和 7 年 4 月）からその年の 8 月（令和 7 年 8 月）までの各月の標準報酬月額となる。			
			テキスト P	98	問題集 P	58

健康保険法

【問 10】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	被扶養者 他				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか	その他	
	正誤	根拠条文等	解説			
A	○	健保法 75 条の 2、平成 18 年 保 保 発 0914001 号	設問のとおり。			
			テキスト P	128	問題集 P	76
B	×	健 保 法 115 条、健保令 43 条 10 項、昭和 48 年 保 險 発 95 号・庁 保 險 発 18 号	同一の月に同一の保険医療機関において、入院療養を含む療養及びそれ以外の療養を受けた場合は、それぞれ別個の保険医療機関から受けたものとみなすため、誤り。			
			テキスト P	180	問題集 P	
C	○	令和 6 年 日 保 医 発 0305 第 4 号 令和 6 年 事 務 連 絡 (疑 義 照 会)	設問のとおり。			
			テキスト P		問題集 P	
D	○	健保法 3 条 7 項、平成 5 年 保 險 発 15 号・ 庁 保 発 4 号	設問のとおり。生計維持の認定基準として、①認定対象者の年間収入が 130 万円未満で、かつ、②同居の場合は被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満とされている。年間収入には、老齢給付だけでなく、障害、死亡に係る年金収入も含むため、①・②ともに条件を満たさず、被扶養者になることができない。			
			テキスト P	50	問題集 P	24
E	○	健保法 3 条 7 項、平成 5 年 保 險 発 15 号・ 庁 保 発 4 号	設問のとおり。認定対象者が 60 歳以上又は厚生年金保険の障害厚生年金を受給できる程度の障害者の場合、生計維持の認定基準は、①認定対象者の年間収入が 180 万円未満で、かつ、②別居の場合は被保険者からの援助額より少ないこととされている。			
			テキスト P	50	問題集 P	24

厚生年金保険法

【問 1】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	総合問題				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	○	厚年法 36 条 1 項	設問のとおり。なお、同条 2 項では「年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。」とされている。			
			テキスト P	179	問題集 P	118
B	○	厚年法 14 条	設問のとおり。資格喪失に該当する事実があった日に更に厚生年金保険法 13 条（資格取得の時期）に該当するに至ったときは「その日」に資格を喪失する。			
			テキスト P	32	問題集 P	16
C	×	厚年法 100 条 1 項	文書その他の物件の提出を命ずることができるのは「適用事業所若しくは適用事業所であると認められる事業所の事業主又は厚年法 10 条 2 項の同意〔任意単独被保険者の認可に係る事業主の同意〕をした事業主」であり、「被保険者」に対して命ずることはできない。			
			テキスト P	255	問題集 P	
D	○	厚年法 44 条 1 項	設問のとおり。老齢厚生年金の加給年金額の加算の対象となるのは「受給権を取得した当時」その者によって生計を維持していたその者の 65 歳未満の配偶者又は一定の子のみである。			
			テキスト P	87	問題集 P	44
E	○	厚年法 49 条 2 項	設問のとおり。			
			テキスト P	136	問題集 P	80

厚生年金保険法

【問 2】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	合意分割				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	○	厚年令 3 条の 12 の 7	設問のとおり。当事者の一方が死亡した日から起算して <u>1 か月以内</u> に厚年法 78 条の 2 第 3 項に規定する方法（厚生労働省令で定める方法〔請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の謄本など〕に限る。）により当事者の他方による標準報酬改定請求があったときは、当事者の一方が死亡した日の前日に標準報酬改定請求があったものとみなす。			
			テキスト P	190	問題集 P	124
B	○	厚年法 78 条の 2 第 2 項	設問のとおり。「当事者の一方の申立て」により、家庭裁判所は、当該対象期間における保険料納付に対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割合を定めることができる。			
			テキスト P	188	問題集 P	124
C	○	厚年法 78 条の 4 第 1 項ただし書	設問のとおり。当該請求が、①標準報酬改定請求後又は②標準報酬改定請求の請求期限の経過後に行われた場合、③当該情報の提供を受けた日の翌日から起算して 3 か月を経過していない場合は、情報提供を求めることはできない。			
			テキスト P	193	問題集 P	
D	○	厚年令第 3 条の 12 の 5	設問のとおり。			
			テキスト P	192	問題集 P	
E	×	厚年法 78 条の 10 第 1 項	「当該標準報酬の改定又は決定が行われた日」の属する月の翌月ではなく「当該標準報酬改定請求のあった日」の属する月の翌月である。			
			テキスト P	198	問題集 P	

厚生年金保険法

【問3】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	障害厚生年金				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
ア	○	厚年法 47 条の 2	設問のとおり。			
			テキスト P	122	問題集 P	70
イ	×	厚年法 47 条の 3 第 3 項	「年金を支給すべき事由が生じた月」ではなく「当該障害厚生年金の請求があった月の翌月」である。			
			テキスト P	124	問題集 P	72
ウ	×	厚年法 47 条 2 項、47 条の 2	「1 級、2 級及び 3 級」が対象である。			
			テキスト P	122	問題集 P	70
エ	×	厚年法 47 条の 3	基準障害の障害厚生年金は、障害等級（1 級又は 2 級）に該当する程度の障害の状態になかった者が新たに別の傷病にかかり、前後の障害を併合してはじめて 2 級以上になった場合に障害厚生年金を支給する制度であり、3 級は対象外である。			
			テキスト P	124	問題集 P	
オ	○	厚年法 附則 16 条の 3 第 1 項	設問のとおり。繰上げ支給の老齢厚生年金若しくは経過的な繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者又は繰上げ支給の老齢基礎年金若しくは一部繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者は、事後重症による障害厚生年金及び基準障害による障害厚生年金を請求することはできない。			
			テキスト P	123、126	問題集 P	72

厚生年金保険法

【問 4】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	総合問題				
	出題形式	正しいものはどれか 誤っているものはどれか その他				
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	厚年法 37 条 1 項	「未支給の保険給付を請求できるのは、受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の 3 親等内の親族」であり「配偶者の甥」は 3 親等内の親族に該当するため、請求可能である。			
			テキスト P	182	問題集 P	118
B	×	厚年則 28 条	事業主は、厚生年金保険に関する書類を、その完結の日から「2 年間」、保存しなければならない。			
			テキスト P	262	問題集 P	162
C	○	厚年法 44 条 2 項	設問のとおり。			
			テキスト P	88	問題集 P	46
D	×	厚年法第 2 条 の 5 第 2 項	「地方公務員共済組合」ではなく「地方公務員共済組合連合会」が行う。			
			テキスト P	19	問題集 P	8
E	×	厚年法 40 条	政府等は、事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。受給権者が、当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府等は、その価額の限度で、保険給付をしないことができる。			
			テキスト P	185	問題集 P	120

厚生年金保険法

【問5】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	総合問題				
	出題形式	正しいものはどれか 誤っているものはどれか その他				
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	厚年法附則11条の6	最大で当該受給権者の標準報酬月額「4%」である。			
			テキスト P	116	問題集 P	66
B	×	厚年法附則4条の5第1項	適用事業所以外の事業所に使用される者が「高齢任意加入被保険者」になるには、「事業主の同意」と「厚生労働大臣の認可」が必要であり、保険料は、資格取得の際、既に「事業主の同意」を得ているため、保険料の負担は労使折半となり、納付義務については事業主が負う。			
			テキスト P	37	問題集 P	18
C	×	厚年法8条の3	2以上の船舶所有者が同一である場合には、当該2以上の船舶は、当然に（船舶所有者の手続は不要。）一の適用事業所として取り扱われる。			
			テキスト P	30	問題集 P	16
D	○	厚年法44条1項	設問のとおり。			
			テキスト P	89	問題集 P	46
E	×	厚年法19条	この場合、令和7年7月は第1号厚生年金被保険者であった月とみなされる。「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」ので第2号厚生年金被保険者であった期間は令和7年6月まで。令和7年7月28日に第1号厚生年金被保険者の資格を取得しているため、令和7年7月は第1号厚生年金被保険者としての被保険者期間となる。			
			テキスト P	52	問題集 P	26

厚生年金保険法

【問6】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	総合問題				
	出題形式	正しいものはどれか 誤っているものはどれか その他				
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	厚年法附則 29条1項	「日本の永住資格を有するとき」ではなく「日本国内に住所を有するとき」である。			
			テキスト P	166	問題集 P	108
B	×	厚年法附則 29条1項	脱退一時金の支給要件には、回数に関する制限はない。			
			テキスト P	168	問題集 P	108
C	×	平成16年法 附則2条2項	「その作成年のおおむね100年後に」ではなく「次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間」である。			
			テキスト P	22	問題集 P	
D	○	平成27年年 管管発 0928 第6号	設問のとおり。			
			テキスト P		問題集 P	
E	×	厚年法 58 条 1項、62 条 1 項	障害等級2級の障害厚生年金を受給する夫が死亡した場合、遺族厚生年金はいわゆる「短期要件」に該当するため、中高齢の寡婦加算における被保険者期間の月数が240以上の要件は不要であり、月数が240未満であっても、他の要件を満たしている場合には中高齢の寡婦加算は行われる。			
			テキスト P	149	問題集 P	94

厚生年金保険法

【問 7】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	総合問題				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	○	厚年法 46 条 1 項	設問のとおり。在職老齢年金の対象者は、一定の要件を満たす「被保険者」「国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員」「70 歳以上の使用される者」である。			
			テキスト P	101	問題集 P	
B	×	厚年法附則 17 条 5 項	「70 歳以上の使用される者」も含まれる。いわゆる「2 分の 1 以上同意対象者」とは、当該事業主の 1 又は 2 以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者、70 歳以上の使用される者及び特定 4 分の 3 未満短時間労働者をいう。			
			テキスト P	44	問題集 P	
C	○	厚年法第 50 条 1 項	設問のとおり。			
			テキスト P	126	問題集 P	74
D	○	厚年法 14 条、46 条 1 項	設問のとおり。			
			テキスト P	32	問題集 P	16
E	○	厚年法 43 条 2 項、厚年法附則 9 条	設問のとおり。在職定時改定は 65 歳以上の老齢厚生年金の受給権者が対象である。			
			テキスト P	84	問題集 P	40

厚生年金保険法

【問 8】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	総合問題				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	厚年法 6 条 1 項・2 項	接客娯楽業（旅館、料理店、飲食店、理容業等）は任意適用業種のため、使用される従業員数にかかわらず任意適用事業となる。			
			テキスト P	28	問題集 P	14
B	×	昭和 35 年保険発 123 号	自殺による遺族厚生年金の給付制限は行わない。			
			テキスト P	174	問題集 P	114
C	×	厚年法 40 条の 2	「徴収しなければならない」ではなく「徴収することができる」である。			
			テキスト P	185	問題集 P	
D	×	厚年法 78 条 1 項	差止事由が消滅したときは、差し止め分の支給をさかのぼって受けることができる。			
			テキスト P	175	問題集 P	116
E	○	厚年法 31 条の 2、厚年則 12 条の 2 第 1 項	設問のとおり。			
			テキスト P	51 国年法 P60	問題集 P	176

厚生年金保険法

【問9】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	総合問題				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	厚年法 81 条の2	標準賞与額に係る保険料については、その育児休業等の期間が連続して1か月を超える場合に限り免除の対象である。			
			テキスト P	237	問題集 P	
B	×	厚年法 83 条2項	「1年以内」ではなく、「6か月以内」である。			
			テキスト P	240	問題集 P	172
C	○	厚年法 84 条	設問のとおり。「賞与」ではなく「報酬」の場合も同様である。			
			テキスト P	241	問題集 P	142
D	×	厚年法 46 条1項	賞与の支給等により総報酬月額相当額が改定された場合には、「改定された月」から、新たな総報酬月額相当額に基づいて計算された額に変更される。			
			テキスト P	102	問題集 P	56
E	×	厚年法 附則 11 条の5	障害基礎年金及び障害厚生年金と雇用保険法の基本手当の調整はしない。「特別支給の老齢厚生年金（繰上支給の老齢厚生年金を含む。）」と雇用保険法の基本手当は、支給調整を行う。			
			テキスト P	115	問題集 P	64

厚生年金保険法

【問 10】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	総合問題				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
ア	×	厚年法 78 条の 33 第 1 項	「障害認定日」ではなく「初診日」における被保険者の種別に応じて、厚生年金保険法 2 条の 5 第 1 項各号に定める実施機関が行う。			
			テキスト P	220	問題集 P	134
イ	○	厚年法 97 条 1 項	設問のとおり。			
			テキスト P	255	問題集 P	152
ウ	×	厚年法 64 条の 2	額の比較に用いる老齢厚生年金の額からは、加給年金額を除かれる。実際に支給される老齢厚生年金の額には加給年金額が加算される。			
			テキスト P	147	問題集 P	92
エ	×	厚年法 63 条 1 項	「3年」ではなく「5年」である。			
			テキスト P	152	問題集 P	98
オ	○	厚年法 102 条	設問のとおり。			
			テキスト P	257	問題集 P	152

国民年金法

【問 1】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	総合問題				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	○	国年法 16 条、109 条の 4 第 1 項 5 号、国年法附則 9 条の 3 の 2 第 7 項	設問のとおり。裁定（脱退一時金を含む）の請求の受理の権限は厚生労働大臣より日本年金機構に事務の委任が行われている。			
			テキスト P	164、248	問題集 P	
B	×	国年法 101 条の 2	保険料その他国民年金法の規定による徴収金に関する処分の取消の訴えは審査請求を経ずに提起することができる。			
			テキスト P	219	問題集 P	
C	○	国年則 64 条 1 項	設問のとおり。第 1 号被保険者としての被保険者期間のみを有する者に支給する老齢基礎年金を受ける権利の裁定請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務は、市町村が行い日本年金機構に送付することとなっている。			
			テキスト P	20	問題集 P	
D	○	国年則 65 条 2 項	設問のとおり。なお、老齢基礎年金の受給権を裁定した場合においてその受給権者が老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含む。）の年金証書の交付を受けているとき、障害基礎年金の受給権を裁定した場合においてその受給権者が当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく障害厚生年金の年金証書の交付を受けているとき及び遺族基礎年金の受給権を裁定した場合においてその受給権者が当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく遺族厚生年金の年金証書の交付を受けているときは、この限りでないといわれている。			
			テキスト P	164	問題集 P	
E	○	国年則 20 条の 2	設問のとおり。老齢基礎年金の受給権者に限らずその他の年金の受給権者や被保険者（第 2 号被保険者を除く。）は、個人番号変更の届出を速やかに、日本年金機構に提出しなければならない。			
			テキスト P	241	問題集 P	

国民年金法

【問2】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	総合問題				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
ア	×	国年法 12 条 1 項	被保険者（第3号被保険者を除く。）は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を「市町村長」に届け出なければならない。なお、第2号被保険者については、厚生年金保険法に届出について定められているため、国民年金法による届出は不要である。			
			テキスト P	232	問題集 P	144
イ	○	国年法 12 条 5 項	設問のとおり。なお、設問の届出は、厚生労働省令で定める場合を除き、第1号厚生年金被保険者である第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者にあつては、その配偶者である第2号被保険者を使用する事業主を経由して行うものとし、第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者である第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者にあつては、その配偶者である第2号被保険者を組合員又は加入者とする国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団を経由して行うものとする。			
			テキスト P	232	問題集 P	144
ウ	○	国年法 5 条 7 項	設問のとおり。なお、「子」については、実子又は養子のみをいい、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつても、届出がなされていない場合には、「子」とはならない。			
			テキスト P	68	問題集 P	
エ	○	国年令 4 条	設問のとおり。被扶養配偶者であることの認定は、健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法における被扶養者の認定の取扱いを勘案して日本年金機構が行う。			
			テキスト P	33	問題集 P	12
オ	×	国年法 8 条	20歳未満の者又は60歳以上の者は、厚生年金保険の被保険者の資格を取得するに至った日に、国民年金第2号被保険者の資格を取得する。			
			テキスト P	36	問題集 P	

国民年金法

【問3】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	障害基礎年金・独自給付				
	出題形式	正しいものはどれか		誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説			
A	○	国年法 36 条の 3	設問のとおり。20 歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金は、受給権者の前年の所得が、政令で定める額を超えるときは、その年の 10 月から翌年の 9 月まで、政令で定めるところにより、その全部又は 2 分の 1 に相当する部分の支給を停止する。			
			テキスト P	121	問題集 P	62
B	○	国民年金・厚生年金保険障害認定基準	設問のとおり。発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないうえに日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定が行われる。			
			テキスト P		問題集 P	
C	○	国年法 30 条の 3	設問のとおり。基準障害による障害基礎年金は、65 歳に達する日の前日までの間に、基準障害と他の障害とを併合して初めて障害等級の 1 級又は 2 級に該当する障害の状態になったときに受給権が発生する（請求が要件ではない）。			
			テキスト P	108	問題集 P	54
D	○	国年法 36 条の 2	設問のとおり。これらの要件により支給停止されるのは、20 歳前の傷病による障害基礎年金だけである。			
			テキスト P	120	問題集 P	60
E	×	国年法 48 条、51 条	付加年金及びや寡婦年金についても失権が規定されている。			
			テキスト P	139、141	問題集 P	82

国民年金法

【問 4】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	被保険者・給付通則・費用等				
	出題形式	正しいものはどれか 誤っているものはどれか その他				
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	国年法 11 条	被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する「月の前月」までをこれに算入する。			
			テキスト P	47	問題集 P	24
B	×	国年法 11 条の 2	被保険者の種別に変更があった月は、「変更後」の種別の被保険者であった月とみなす。			
			テキスト P	47	問題集 P	26
C	×	国年則 77 条の 7	被害金額から保険金、損害賠償金等により補充された金額を除かれるため、保険金や損害賠償金当により補充された金額の多寡にかかわらず、申請によって保険料の納付が全額免除されるわけではない。			
			テキスト P	199	問題集 P	
D	○	国年法 25 条	設問のとおり。なお、脱退一時金についても租税その他の公課を課することができる。			
			テキスト P	171	問題集 P	176
E	×	国年法 93 条 1 項、国年令 7 条、国年則 70 条	2 年前納（4 月開始）を選択した場合、最初の 4 月が到来するまでの間は、1 か月分ずつの保険料は、割引されない。			
			テキスト P		問題集 P	

国民年金法

【問5】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	障害基礎年金・失踪宣告・遺族基礎年金等				
	出題形式	正しいものはどれか 誤っているものはどれか その他				
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	国年法 30 条の 2	事後重症による障害基礎年金の請求は 65 歳に達する日の前日までの期間内に障害基礎年金の支給を請求しなければならない。			
			テキスト P	106	問題集 P	52
B	×	国年法 18 条の 4	失踪宣告により死亡したとみなされる日は失踪宣告が出された時点(行方となったときから 7 年の期間が満了した時点)であり、その日における受給権者の年齢で判断されるため設問の場合、子に対する遺族基礎年金は支給されない。			
			テキスト P	168	問題集 P	
C	×	国年法 40 条 1 項 3 号	妻の遺族基礎年金の受給権は直系血族や直系姻族と養子縁組をしても消滅しない。			
			テキスト P	133	問題集 P	72
D	○	国年法 42 条 1 項	設問のとおり。なお、配偶者に対する遺族基礎年金は、その者の所在が 1 年以上明らかでないときは、遺族基礎年金の受給権を有する子の申請によって、その所在が明らかでなくなった時に遡って、その支給を停止する。			
			テキスト P	134	問題集 P	76
E	×	国年法 102 条 4 項、平成 26 年 年 管 管 発 0327 第 2 号	失踪宣告を受けた者に係る死亡一時金の請求については、当該請求に係る消滅時効の起算日が「失踪宣告の審判の確定日の翌日」とされていることから、「失踪宣告の審判の確定日の翌日」から起算して 2 年以内に請求があった場合には、政府は、給付を受ける権利について時効を援用せず、請求者に対して死亡一時金を支給する。			
			テキスト P	221	問題集 P	136

国民年金法

【問6】	正解肢	A	B	C	D	E	
	分野	老齢基礎年金・時効等					
	出題形式	正しいものはどれか			誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説				
ア	×	国年法 28 条 5 項	老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる者が、70 歳以降に老齢基礎年金を請求し、請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定に当たっては、請求の5年前に繰下げ申出があったものとみなして年金が支給される。				
			テキスト P	89	問題集 P		
イ	×	国年法 102 条 5 項	保険料その他この法律の規定による徴収金についての督促は、時効の更新の効力を有するため保険料納付義務は消滅しない。				
			テキスト P	221	問題集 P		
ウ	○	国年令 9 条 1 項、3 項	設問のとおり。				
			テキスト P	207	問題集 P		
エ	×	国年法 28 条 1 項	支給繰下げの申出は、①66 歳に達する前に老齢基礎年金を請求していない②65 歳に達したときに、他の年金たる給付（付加年金を除く。）又は厚生年金保険法による年金たる保険給付（老齢を支給事由とするものを除く。）の受給権者でない③65 歳に達した日から 66 歳に達した日までの間において、前記②の他の年金たる給付の受給権者となっていない場合に繰下げの申出ができ 65 歳に達する前に申出を行うものではない。				
			テキスト P	88	問題集 P	38	
オ	○	国年法 19 条 1 項、102 条 1 項	設問のとおり。未支給年金の給付は、死亡した受給権者に支給される年金の受給権がそのまま相続されるのではない。あくまで未支給となった分について、一時金の形で支給されるものであり未支給年金には繰下げ加算は行われない。				
			テキスト P	168	問題集 P		

国民年金法

【問 7】	正解肢	A	B	C	D	E	
	分野	老齢基礎年金・遺族基礎年金等					
	出題形式	正しいものはどれか			誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説				
ア	×	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 10 条 1 項	保険期間を通算する規定がある社会保障協定を締結している協定相手国の年金加入期間は、日本の老齢基礎年金の合算対象期間となるが日本の老齢基礎年金の年金額の計算の基礎には含まれない。				
			テキスト P		問題集 P		
イ	○	国年法 37 条	設問のとおり。ただし、「合算対象期間」のみで 25 年以上ある者が死亡したとしても、遺族基礎年金は支給されない。				
			テキスト P	125	問題集 P	64	
ウ	○	昭和 60 年国年法附則 8 条 5 項	設問のとおり。また、平成 26 年 4 月 1 日からは、「昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの任意加入未納期間」についても、合算対象期間とされる。				
			テキスト P	68	問題集 P		
エ	×	昭和 60 年国年法附則 8 条 5 項	昭和 36 年 5 月 1 日以後、20 歳以上 65 歳未満の間に日本国籍を取得した者が日本国内に住所を有さなかった期間のうち、昭和 36 年 4 月 1 日から日本国籍を取得した日の前日までの 20 歳以上 60 歳未満の期間期間については合算対象期間となる。				
			テキスト P	68	問題集 P		
オ	○	昭和 60 年国年法附則 8 条 4 項	設問のとおり。				
			テキスト P	67	問題集 P	30	

国民年金法

【問 8】	正解肢	A	B	C	D	E	
	分野	権限の委任・国民年金事業の円滑な実施を図るための措置等					
	出題形式	正しいものはどれか			誤っているものはどれか		その他
	正誤	根拠条文等	解説				
ア	×	国年法 109 条の 11 第 1 項	厚生労働大臣は、会計法の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料その他国民年金法の規定による徴収金、年金給付の過誤払による返還金その他の厚生労働省令で定めるもの（「保険料等」という。）の収納を政令で定めるところにより、日本年金機構に行わせることができる。				
			テキスト P	253	問題集 P		
イ	○	国年法 109 条の 13、109 条の 14	設問のとおり。				
			テキスト P	253、254	問題集 P		
ウ	×	国年法 74 条 2 項・3 項	政府は、国民年金事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため、電子情報処理組織の運用を行うが、その運用の「全部又は一部」を日本年金機構に行わせることができる。				
			テキスト P	174	問題集 P	108	
エ	○	国年法 108 条の 3 第 1 項	設問のとおり。なお、厚生労働大臣は、設問に規定する統計調査に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な情報の提供を求めることができる。				
			テキスト P	224	問題集 P		
オ	○	国年法 14 条の 3	設問のとおり。				
			テキスト P	59	問題集 P	28	

国民年金法

【問 9】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	被保険者・老齢基礎年金・国民年金基金				
	出題形式	正しいものはどれか 誤っているものはどれか その他				
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	国年法附則 5 条 3 項	任意加入被保険者の資格は、厚生労働大臣にその申出をした日に取得するが、設問のような遡って任意加入被保険者の資格を取得するような規定はない。			
			テキスト P	40	問題集 P	18
B	×	国年法 5 条 1 項	滞納処分により徴収された保険料に係る第 1 号被保険者としての被保険者期間も保険料納付済期間に含まれる。			
			テキスト P	26	問題集 P	8
C	×	国年法 5 条 1 項、27 条ただし書、昭和 60 年国年法附則 8 条 4 項	設問の場合、第 1 号被保険者期間のうち保険料納付済期間 108 月、第 2 号被保険者期間 12 月、第 3 号被保険者期間 336 月が老齢基礎年金の年金額を算出する際に算入され月数の合計は 456 月となる。 (108 月 + 12 月 + 336 月 = 456 月)			
			テキスト P	26、74	問題集 P	32
D	×	国年法 29 条	老齢基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときに消滅するが、受給権者が日本国内に住所を有しなくなったことを理由として消滅することはない。			
			テキスト P	98	問題集 P	46
E	○	国年法 25 条、133 条	設問のとおり。基金が支給する一時金については、国年法 25 条（公課の禁止）を準用するため租税その他の公課を課すことはできない。			
			テキスト P	171	問題集 P	156

国民年金法

【問 10】	正解肢	A	B	C	D	E
	分野	独自給付・障害基礎年金・費用				
	出題形式	正しいものはどれか 誤っているものはどれか その他				
	正誤	根拠条文等	解説			
A	×	国年法 49 条 3 項	60 歳未満の妻に支給する寡婦年金は、妻が 60 歳に達した日の属する「月の翌月」から、その支給を始める。			
			テキスト P	141	問題集 P	82
B	×	国年法 35 条 2 号	「5 年」を「3 年」に直せば正しい記述になる。			
			テキスト P	118	問題集 P	58
C	×	国年法 34 条 1 項・6 項	改定後の額による障害基礎年金の支給は、改定が行われた日の属する「月の翌月」から始められる。			
			テキスト P	115	問題集 P	
D	×	国年法 39 条 3 項	「20 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したとき」でなく「20 歳に達したとき」である。			
			テキスト P	131	問題集 P	74
E	○	国年法 96 条 6 項	設問のとおり。			
			テキスト P	210	問題集 P	132